

8月企画運営委員会次第

日 時 平成 28年 8月 25日(木)10:30~
場 所 県社会福祉会館 2階 第2会議室

開 会

- 1 理事長挨拶
- 2 議事録署名人の選任について
- 3 議題
 - (1) 全国保育協議会会长表彰の決定について
 - (2) 県・市町村児童福祉主管課長と県保育会委員との連絡協議会について
 - (3) 平成28年度第1回保育園利用者相談室研修会について
 - (4) 保育の日前夜祭について
 - (5) その他

4 報告事項

- (1) 全保協情報 16・26
- (2) 部会からの報告
- (3) 地域からの報告
- (4) その他

閉 会

※10月企画運営委員会(予定)
平成 28年 10月 27日(木)14:30~ 県社会福祉会館
※当初計画から1週ずらしてあります。
なお、9月は企画運営委員会を開催しません。

平成28年度 全国保育協議会会長表彰決定者

No.	都道府県名	氏名	施設名	職名
33	神奈川県	アンザイ カズエ 安斎 和恵	座間市立 相模が丘西保育園	園長
34	神奈川県	ヤマダ サナエ 山田 早苗	愛川町立 田代保育園	園長
35	神奈川県	ハラダ ヨシミ 原田 由美	西久保保育園	園長
36	神奈川県	ツヅキ ケンドウ 都築 顯道	山王保育園	園長
37	神奈川県	ササノ つる子 笠野 つる子	吉岡保育園	園長

県・市町村児童福祉主管課長と県保育会委員との連絡協議会次第

日 時 平成 28 年 8 月 25 日(木) 14:00 ~
場 所 ホテル・プラム
2階 パレロワイヤルⅡ

1 開 会

2 主催者挨拶 一般社団法人神奈川県保育会理事長 萩原 敬三

3 出席者紹介

4 第1部 連絡協議会 (14:00 ~ 17:15) 2階パレロワイヤルⅡ

議 題

- 基調講演「社会福祉法人法の改正」について
神奈川県県民局次世代育成部次世代育成課 山本明広副主幹
- 質疑応答
- 意見交換会
「新制度開始の情報交換」

5 第2部 情報交換・懇親会 (17:30 ~ 19:30) 2階サロンドフルール

6 閉 会

県・市町村主管課長と県保育会委員との連絡協議会

情報交換項目について

一般社団法人神奈川県保育会

保育新制度に移行し1年半が経過しました。国の社会福祉法人の一部改正等の問題点が提示され、どこまで改革の波が押し寄せてくるのか不透明であります。内容として①評議員会の設置及び役員の選任等、②法人理事長の責任義務の明確化、③地域活動費の捻出、④退職共済掛金の公費負担分についてなどが上がっています。そこで、前半の基調講演では神奈川県次世代育成課調整グループ山本明広副主幹から講演をいただきます。

新制度の課題はそれ以外にも不明な点が山積しております。後半の情報交換では以下の設問について皆様方と意見交換をしたいと考えております。

設問1 認定こども園の移行が進まず、その弊害となっていることはどのようなことだと考えられるでしょうか。また、待機児童の解消により認定こども園に移行した方が良いのでしょうか。

国は、一法人一施設は認めないと言い始めていますが、県・市町村ではどのように考えておられるのかお尋ねしたい。

設問2 平成28年6月8日の神奈川県の記者発表において、待機児童が497名と減少傾向にあるものの、一方保留児童は8,967名と増加しております。待機児童の定義の中では、一定期間入所待機のままの状況である者の場合については、保護者の特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用希望を確認したうえで希望がない場合には、除外することができることとなっている。本来であれば、新制度は「すべての子どもに」とされたはずであるが、隠れ待機児童を増やす結果となっているのではないかでしょうか。この対策を何か検討されているかお尋ねしたい。

設問3 新制度において保育所と認定こども園との公定価格の差額と教育・保育環境の整備について、他施設で実施していないもので市町村の承諾と利用者の承諾が得られれば徴収可能であるが、この徴収に利用料の値上げ的な考え方がある施設が見受けられます。そこで、徴収可能な設備整備と上限金額についてお尋ねしたい。

また、保育所においても設備整備費の補助金がなくなったことから、施設管理費として利用者から例えば月額1,000円(一人)を徴収し、修繕や建設費への積立とすることは可能でしょうか？

設問4 昨年の連絡協議会アンケートで、今後の課題として「事務量の増加」お答えいただいた市町村が多かったと記憶しておりますが、一年を経過して次際にはどうでしたか。予想しえなかつた新たな課題などがありましたらお尋ねしたい。

平成28年度

県・市町村連絡協議会

社会福祉法人法の改正について

神奈川県県民局次世代育成部次世代育成課

副主幹 山本 明広 氏

平成28年8月25日(木)
ホテルプラム2FパレロワイヤルⅡ
主催 一般社団法人神奈川県保育会
横浜市神奈川区沢渡4-2
TEL045-311-8754

社会福祉法の改正について

H28. 8. 25(木)

○社会福祉法の改正経緯

- ・平成 23 年度以降の厳しい意見
- ・意見と課題

○改正のポイント

- ・平成 28 年 3 月 31 日社会福祉法等の一部を改正する法律

○今後の日程

- ・H28. 8. 31 社会福祉法人制度改革の施行に向けた担当者ブロック会議
- ・H28. 10 国による関係政令・通知の公布・発出等予定
- ・H29. 3 国による指導監査要綱の制定予定

○その他

- ・定款（定款準則と定款例、認可、定款細則）
- ・決算作成期間の延長と監査
- ・その他

○資料：厚生労働省

- ・社会福祉法人改革に関するブロック説明会配付資料（H28. 1）
- ・社会福祉法人制度改革の施行に向けた全国担当者説明会（H28. 7）

社会福祉法等の一部を改正する法律

福祉サービスの供給体制の整備及び充実を図るため、
・社会福祉法人制度について経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上等の改革を進めるとともに、
・介護人材の確保を推進するための措置、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直しの措置を講ずる。

1. 社会福祉法人制度の改革

- (1) 経営組織のガバナンスの強化
 - 議決機関としての評議員会を必置（小規模法人について評議員定数の経過措置）、一定規模以上の法人への会計監査人の導入、等
- (2) 事業運営の透明性の向上
 - 財務諸表・現況報告書・役員報酬基準等の公表に係る規定の整備 等
- (3) 財務規律の強化(適正かつ公正な支出管理・いわゆる内部留保の明確化・社会福祉充実残額の社会福祉事業等への計画的な再投資)
 - 役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与の禁止 等
 - 「社会福祉充実残額（再投下財産額）」（純資産の額から事業の継続に必要な財産額（※）を控除等した額）の明確化※①事業に活用する土地、建物等 ②建物の建替、修繕に要する資金 ③必要な運転資金 ④基本金及び国庫補助等特別積立金
 - 「社会福祉充実残額」を保有する法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務付け 等
- (4) 地域における公益的な取組を実施する責務
 - 社会福祉事業及び公益事業を行うに当たって、無料又は低額な料金で福祉サービスを提供することを責務として規定
- (5) 行政の関与の在り方
 - 所轄庁による指導監督の機能強化、国・都道府県・市の連携 等

2. 福祉人材の確保の促進

- (1) 介護人材確保に向けた取組の拡大
 - 福祉人材の確保等に関する基本的な指針の対象者の範囲を拡大（社会福祉事業と密接に関連する介護サービス従事者を追加）
- (2) 福祉人材センターの機能強化
 - 離職した介護福祉士の届出制度の創設、就業の促進、ハローワークとの連携強化 等
- (3) 介護福祉士の国家資格取得方法の見直しによる資質の向上等
 - 平成29年度から養成施設卒業者に受験資格を付与し、5年間をかけて国家試験の義務付けを漸進的に導入 等
- (4) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直し
 - 退職手当金の支給乗率を長期加入者に配慮したるものに見直し
 - 被共済職員が退職し、再び被共済職員となつた場合に共済加入期間の合算が認められる期間を2年以内から3年以内に延長
 - 障害者支援施設等に係る公費助成を介護保険施設等と同様の取扱いに見直し

社会福祉法人制度の改革（主な内容）

- 公益性・非営利性を確保する観点から制度を見直し、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方を徹底する。

1. 経営組織のガバナンスの強化

- 理事・理事長に対する牽制機能の発揮
- 財務会計に係るチェック体制の整備

2. 事業運営の透明性の向上

- 財務諸表の公表等について法律上明記

3. 財務規律の強化

- ① 違正かつ公正な支出管理の確保
- ② いわゆる内部留保の明確化
- ③ 社会福祉事業等への計画的な再投資

4. 地域における公益的な取組を実施する責務

- 社会福祉法人の本旨に従い他の主体では困難な福祉ニーズへの対応を求める

5. 行政の関与の在り方

- 所轄庁による指導監督の機能強化
- 国・都道府県・市の連携を推進

- 議決機関としての評議員会を必置
(注)小規模法人について評議員定数に係る経過措置を設ける。

- 役員・理事会・評議員会の権限・責任に係る規定の整備
- 親族等特殊関係者の理事等への選任の制限に係る規定の整備
- 一定規模以上の法人への会計監査人の導入 等

- 閲覧対象書類の拡大と閲覧請求者の国民一般への拡大

- 財務諸表、現況報告書(役員報酬総額、役員等関係者との取引内容を含む。)、
役員報酬基準の公表に係る規定の整備 等

- ① 役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与を禁止 等
- ② 純資産から事業継続に必要な財産(※)の額を控除し、福祉サービスに再投下不可能な財産額(「社会福祉充実残額」)を明確化
※①事業に活用する土地、建物等 ②建物の建替、修繕に必要な資金 ③必要な運転資金 ④基本金、国庫補助等特別積立金
- ③ 再投下可能な財産額がある社会福祉法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務付け(①社会福祉事業、②地域公益事業、③その他公益事業の順に検討) 等

- 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上支援を要する者に対する無料又は低額の料金で福祉サービスを提供することを責務として規定
※利用者負担の軽減、無料又は低額による高齢者の生活支援等

- 都道府県の役割として、市による指導監督の支援を位置付け
- 経営改善や法令遵守について、柔軟に指導監督する仕組み(勧告等)に関する規定を整備
- 都道府県による財務諸表等の収集・分析・活用、国による全国的なデータベースの整備 等

経営組織の在り方について

- 社会福祉法人について、一般財団法人・公益財団法人と同等以上の公益性を担保できる経営組織とする。

＜改正前＞

- 理事会による理事・理事長に対する牽制機能が制度化されていない。
- 理事、理事長の役割、権限の範囲が明確でない。
(注)理事会、理事会、理事長は通知に規定が置かれている。

＜改正後＞

- 理事会を業務執行に関する意思決定機関として位置付け、理事・理事長に対する牽制機能を働かせる。
- 理事等の義務と責任を法律上規定。

評議員会
評議員会

- 評議員会は、任意設置の諮問機関であり、理事・理事長に対する牽制機能が不十分。

(審議事項)

- ・定款の変更
- ・理事・監事の選任 等

- 評議員会を法人運営の基本ルール・体制の決定と事後的な監督を行う機関として位置付け、必置の議決機関とする。

※小規模法人について評議員定数の経過措置
(決議事項)
・定款の変更
・理事・監事・会計監査人の選任、解任
・理事・監事の報酬の決定 等

監事
監事

- 監事の権限、義務(理事会への出席義務、報告義務等)、責任を法律上規定。
- 監事の理査権限、理事会に対する報告義務等が定められていない。

会計
監査人

- 一定規模以上の法人への会計監査人による監査の義務付け(法律)。

- 資産額100億円以上若しくは負債額50億円以上又は収支決算額10億円以上の法人は2年に1回、その他の法人は5年に1回の外部監査が望ましいとしている(通知)。

運営の透明性の確保について

- 社会福祉法人の高い公益性に照らし、公益財団法人以上の運営の透明性を確保することとし、以下の事項を法令上明記。
 - 定款、事業計画書、役員報酬基準を新たに閲覧対象とすること
 - 閲覧請求者を利害関係人から国民一般にすること
 - 定款、貸借対照表、収支計算書、役員報酬基準を公表対象とすること
 - 既に通知により公表を義務付けている現況報告書（役員名簿、補助金、社会貢献活動に係る支出額、役員の親族等との取引内容を含む。）について、規制改革実施計画を踏まえ、役員区分ごとの報酬総額を追加した上で、閲覧・公表対象とすること
 - 国民が情報入手しやすいホームページを活用して公表。

	改正前	改正後	公益財団法人	規制改革実施計画
事業報告書	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○
財産目録	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○
貸借対照表	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○
収支計算書（事業活動計算書・資金収支計算書）	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○
監事の意見を記載した書類	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○
現況報告書（役員名簿、補助金、社会貢献活動に係る支出額、役員の親族等との取引状況を含む。）	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○
役員区分ごとの報酬総額	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○
定款	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○
役員報酬基準	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○
事業計画書	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○
(※)現況報告書に記載	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○

社会福祉法人の財務規律について

公益性を担保する財務規律

- I 適正かつ公正な支出管理
- II 再投下可能な財産の明確化
- III 福祉サービスへの再投下

I 適正かつ公正 な支出管理

適正な役員報酬

- ・法人による役員報酬基準の設定と公表
- ・役員区分毎の報酬総額の公表

利益供与の禁止

- ・親族等関係者への特別の利益供与を法律上禁止
- ・関係者との取引内容の公表

会計監査人

- ・一定規模以上の法人に会計監査人の設置義務化

社会福祉法人の事業

社会福祉事業 公益事業

- 「日常生活・社会生活上の支援を必要とする者に対して無料又は低額な料金により福祉サービスを提供する業務」

收支差

II 再投下可能な財産の明確化

- ・会計制度の整備(新会計基準の導入)
- ・会計監査(内部監査人)の導入
- ・会計議員監査諸表の公表
- ・財務外部監査(外部監査人)の導入

いわゆる内部留保

- ・事業継続に必要な財産
- ・事業に活用する土地、建物等
- ・建物の建替、修繕
- ・手元流動資金

「社会福祉充実計画」(再投下計画)

- 地域のニーズに対応した新しいサービスの展開、人材への投資
- 無料又は低額な料金による福祉サービスの提供等

社会福祉充実計画による
社会福祉事業の充実
の実現
の実現



①社会福祉事業等投資額

- ・社会福祉事業等に関する
施設の新設・増設
- ・新たなサービスの展開
- ・人材への投資

②「地域公益事業」投資額

- ・無料又は低額の料金により行う公益事業

③公益事業投資額

社会福祉充実計画による
社会福祉事業の充実
の実現
の実現



社会福祉法人の再投下可能な財産の明確化

平成26年10月16日
第6回社会保障審議会福祉部会資料

- 社会福祉法人の①すべての財産(基本金及び国庫補助等特別積立金を除く。)を対象に、
②現在の事業継続に必要な財産(控除対象財産)と③再投下可能な財産に区分する。

資産一覧書—基本金—国庫補助等特別積立金 = A

①

社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等

(考え方)

- ・ 土地
- ・ 建物
- ・ 設備

*社会福祉法に基づく事業に活用している財産の特定は財産目録等により行う
との重複部分は調整

②

控除対象財産：事業継続に必要な最低限の財産

(考え方)

- ・ 建替、大規模修繕
- ・ 設備等の更新

③

必要な運転資金

(考え方)

- ・ 事業未収金
- ・ 緊急の支払や当面の出入金のタイムラグ

④

再投下可能な財産

⑤

A

*再生産に必要な財産については、補助金、融資の活用を考慮した算出基準を適用
※負債との重複部分については調整。

「地域における公益的な取組」について

- 平成28年改正社会福祉法において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設された。

(参考)社会福祉法(昭和26年法律第45号)(抄)

第24条(略)

2 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第二十六条第一項に規定する公益事業を行うに当たつては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない。

【社会福祉法人】

- ① 社会福祉事業又は公益事業を行つに当たつて提供される「福祉サービス」であること

地域における公益的な取組

(在宅の単身高齢者や障害者への見守りなど)

(留意点)
法人の費用負担により、料金を徴収しない又は費用を下回る料金を徴収して実施するもの



(留意点)
社会福祉と関連のない事業は該当しない

- ③ 無料又は低額な料金で提供されること

- ② 「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者」に対するサービスであること

(生活困窮世帯の子どもに対する学習支援など)

(留意点)
心身の状況や家庭環境、経済的な理由により支援をする者が対象



- 社会福祉法人の地域社会への貢献
⇒ 各法人が創意工夫をこらした多様な「地域における公益的な取組」を推進

地域において、少子高齢化・人口減少などを踏まえた福祉ニーズに対応するサービスが充実

「地域における公益的な取組」の考え方について

【「地域における公益的な取組」について(平成28年6月1日社援基発0601 第1号)】(抜粋)

- 次の事例は、「地域における公益的な取組」の該当性について、法人等が判断する場合の参考として考え方を示すものであります、個々の取組については法人が地域の福祉ニーズを踏まえつつ、法律の趣旨に則して判断。
- なお、①「地域における公益的な取組」は以下の例に限定されるものではないこと、②「地域における公益的な取組」に該当しない場合であっても、法人が行うことができる公益事業に該当する場合があることがありますに留意。

① 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たつて提供される福祉サービスであること

- ・ 地域の障害者、高齢者と住民の交流を目的とした祭りやイベントなど地域福祉の向上を目的とした活動は該当し得るが、当該法人の施設・事業の入所者・利用者と住民との交流活動は、法人事業の一環として行われるものであり「地域における公益的な取組」には該当しない。
- ・ 環境美化活動や防犯活動は、法人が自主的に取り組むことが出来るものであるが、地域社会の構成員として行う活動であり、「地域における公益的な取組」には該当しない。

② 日常生活又は社会生活上の支援を必要とするものに対する福祉サービスであること

- ・ 要支援・要介護高齢者に対する入退院支援などは該当し得るが、自ら移動することができる容易な者に対する移動手段の提供などは法人が自主的に取り組むことが出来るものであり、「地域における公益的な取組」には該当しない。
- ・ 子育て家族への交流の場の提供は該当し得るが、地域住民に対するグラウンドや交流スペースの提供は法人が行い得るものであり、「地域における公益的な取組」には該当しない。
- ・ 家庭環境により十分な学習機会のない児童に対する学習支援を目的としたものは該当し得るが、一般的な学力向上を主たる目的とした学習支援は法人が自主的に取り組むことが出来るものであり、「地域における公益的な取組」には該当しない。

③ 無料又は低額な料金で提供されること

- ・ 自治体の委託事業を受託して費用の補填を受けている場合は該当しないが、法人独自に付加的なサービス提供を行っている場合は該当し得る。
- ・ 法人が介護保険サービスに係る利用者負担を軽減するものについては該当する。

5. 行政の関与の在り方にについて

(1) 指導監督の見直しについて

- 社会福祉法等の一部を改正する法律においては、平成28年4月1日施行予定分として、所轄庁による指導監督の機能強化を盛り込んでいるところ。

主な内容（平成28年4月1日施行予定）

- 「所轄庁による立入検査」
 - 柔軟かつ機能的な指導監督を行うために勧告・公表に関する規定（罰則あり）の整備（改正法案第56条第1項～第3項及び第133条第7号）
 - 〔勧告及び公表〕
 - 柔軟かつ機能的な指導監督を行うために勧告・公表に関する規定の整備（改正法案第56条第4項及び第5項）
- 「所轄庁と関係都道府県等の協力」
 - 関係都道府県等（法人の事業所等の所在地の都道府県・市町村であつて、当該法人の所轄庁でないもの）は、法人に対して適当な措置をとる必要がある場合には、所轄庁に対して意見を述べることができる。（改正法案第57条の2第1項）
 - 所轄庁は、指導監督に必要がある場合には、関係都道府県等に対して、資料の提供等の協力を求めることができる。（改正法案第57条の2第2項）
- 「国及び都道府県の支援」
 - 国は都道府県及び市、都道府県は市に対して、法人の指導監督に關し必要な助言、資料の提供等の支援を行うよう努める。（改正法案第59条の3）

※ 現在、国が所管する法人については、法人の主たる事務所の所在地の都道府県を経由して、定款変更等の手続をしているところであるが、改正法案において、当該手続は廃止される。

5. 行政の関与の在り方について

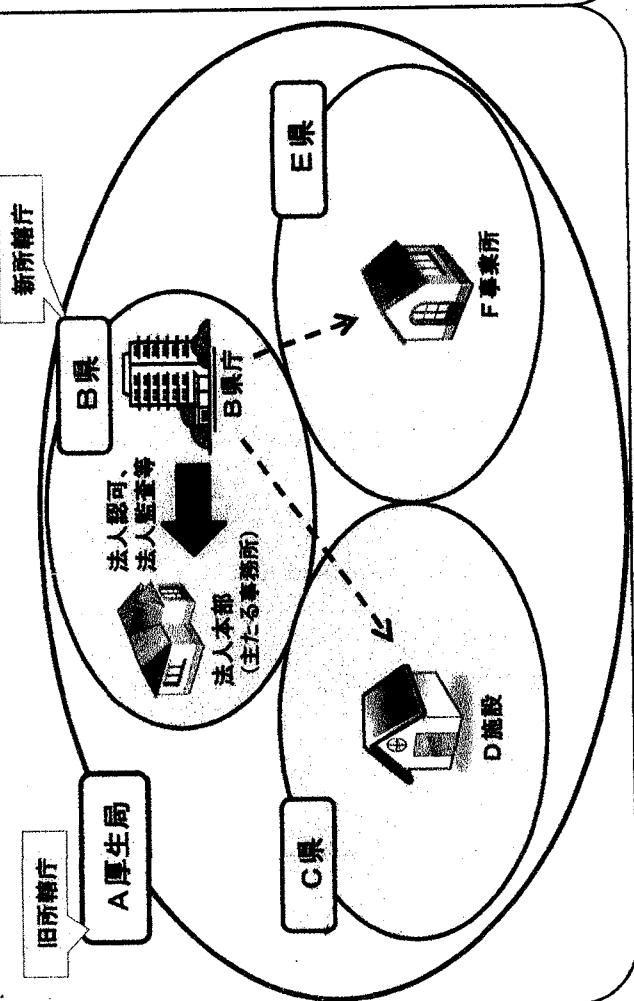
(2) 認可等の権限移譲について

- 「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成25年12月20日閣議決定）を受け、社会福祉法等の一部を改正する法律案に下記の内容を盛り込んでいます（平成28年4月1日施行予定）。

【地方厚生局 → 都道府県】

- 2以上の都道府県の区域で事業を行う法人に関する認可等の権限を地方厚生局から都道府県に移譲

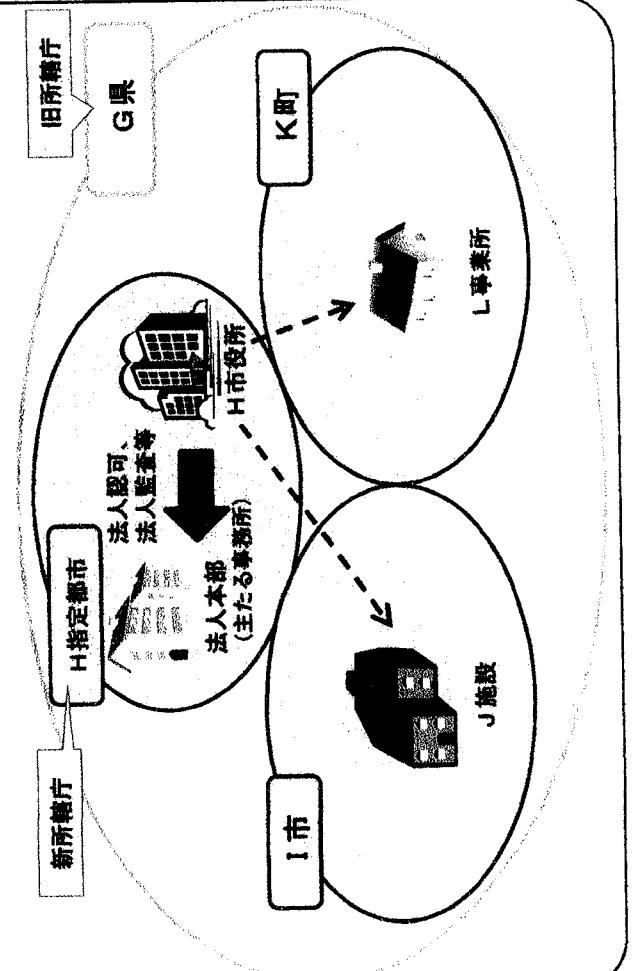
対象法人数：440法人（H27.3.31時点）



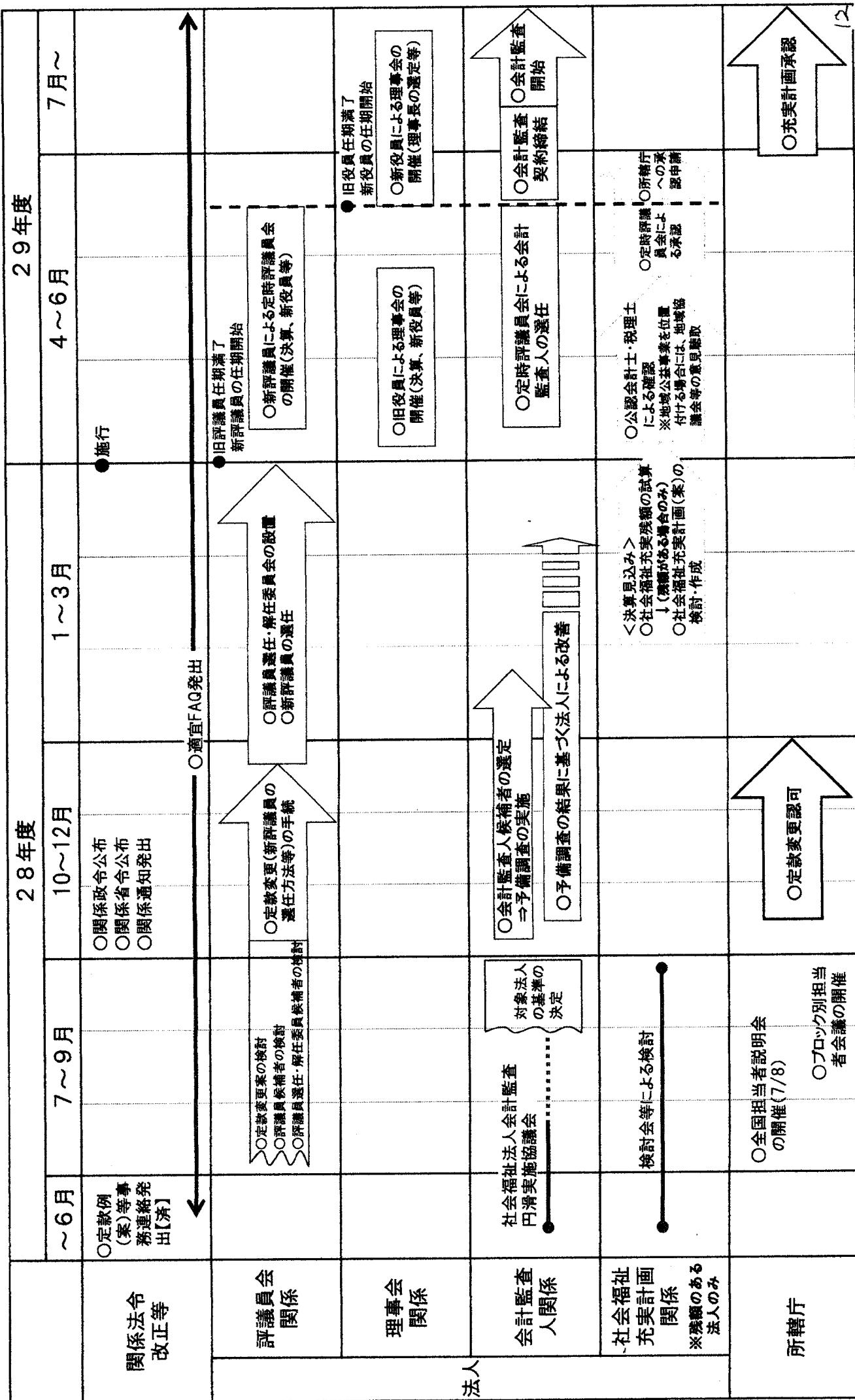
【都道府県 → 指定都市】

- 都道府県の区域で事業を行う法人である、主たる事務所が指定都市に所在する法人に関する認可等の権限を都道府県から指定都市に移譲

対象法人数：318法人（H27.3.31時点）



社会福祉法人改革の施行スケジュールについて



社会福祉法人制度改革に関する政省令、通知発出予定一覧(主なもの)

※現時点の予定であり、今後変更があり得る。

政省令、関係通知	主な内容	時期
社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(仮称)	会計監査人設置基準、評議員員数経過措置、内部管理体制の整備 等	平成28年10月公布予定
社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(仮称)	特殊の関係がある者、内部管理体制の整備の内容、社会福祉充実計画の作成、控除対象財産、会計監査人監査 等	平成28年10月公布予定
社会福祉法人の認可について(局長通知)	社会福祉法人審査基準、社会福祉法人定款準則の見直し	平成28年10月発出予定
社会福祉法人会計基準関係通知	社会福祉法人審査要領の見直し	平成28年10月発出予定
社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて	財産目録の様式の見直し 等 入札契約関係の見直し 等	平成28年10月発出予定
社会福祉法人指導監査要綱の制定について	指導監査要綱の見直し 等	平成29年3月発出予定

○参考

- ・規制改革実施計画（内閣府 HP）
http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kaigi/publication/p_index.html
- ・日本再興戦略（首相官邸 HP）
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/kettei.html>
- ・社会保障制度改革国民会議報告書（首相官邸 HP）
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kokuminkaigi/>
- ・社会福祉法人の在り方等に関する検討会
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syakai.html?tid=159469>
- ・社会保障審議会（福祉部会）
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho.html?tid=126700>
- ・第 189 国国会（常会）提出法律案
<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/189.html>
- ・社会福祉法（昭和 26 年 3 月 29 日 法律第 45 号）
- ・社会福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成 27 年 7 月 29 日 衆議院厚生労働委員会）（衆議院 HP）
http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Futai/kourou0316C029748ED9A549257E910030F3C2.htm
- ・社会福祉法等の一部を改正する法律に対する附帯決議（平成 28 年 3 月 17 日 参議院厚生労働委員会）（参議院 HP）
http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/190/f069_031701.pdf
- ・社会福祉法等の一部を改正する法律の公布について（通知）（厚生労働省社会・援護局長 発 平成 28 年 3 月 31 日付 社援発 0331 第 40 号）
<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T160405Q0070.pdf>
- ・社会福祉法等の一部を改正する法律の施行について（通知）（厚生労働省社会・援護局長 発 平成 28 年 3 月 31 日付 社援発 0331 第 41 号）
https://www.pref.ehime.jp/h20100/fukushi-houzin/documents/2016_02shikou.pdf
- ・社会福祉法人制度改革の施行に向けた全国担当者説明会（H28. 7）
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyoku-Shakai/0000130019.pdf>
 - ・社会福祉法人制度改革における社会福祉法人定款例（案）について（厚生労働省社会・援護局福祉基盤課 発 平成 28 年 6 月 20 日付 事務連絡）
 - ・社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について（経営組織の見直しについて）（厚生労働省社会・援護局福祉基盤課 発 平成 28 年 6 月 20 日付 事務連絡）

- ・「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」に関するFAQについて（厚生労働省社会・援護局福祉基盤課 発 平成28年6月20日付 事務連絡）
- ・日本公認会計士協会（財務諸表等の様式等に関するチェックリスト 等）
<http://www.hp.jicpa.or.jp/>

平成 28 年 8 月 1 日

一般社団法人神奈川県保育会 会員園長 様

一般社団法人神奈川県保育会

理事長 萩原 敬三

平成 28 年度第 1 回保育園利用者相談室研修会の開催について(通知)

時下、会員の皆様方におかれましては、益々ご健勝でご活躍のこととお喜び申し上げます。

日頃から、当保育会事業の推進につきましては、格別のご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、保育園利用者相談室は、苦情解決制度により、利用者の満足を図りながら、保育の質の向上を図るとともに、利用者の信頼度を高める義務も担っておりますが、今般それらの趣旨を踏まえ、別添開催要領により研修会を開催することいたしました。

なお、保育園利用者相談室に加入していない保育会会員の皆様方にも、有料で参加できることといたしておりますので、別添開催要領をご覧の上、積極的なご参加をお願いいたします。

(問合せ先)

一般社団法人神奈川県保育会事務局

Tel 045-311-8754

平成 28 年度第 1 回保育園利用者相談室研修会開催要領

1 目 的 保育園利用者からの意見・要望・苦情等に的確に対応するノウハウを蓄積して、保育園に対する利用者の信頼度を高めていくとともに、保育サービスの質の一層の向上を図ることを目的として、研修会を開催します。

2 開催日時 平成 28 年 11 月 22 日 (火)
13 時 00 分から 16 時 00 分まで

3 会 場 万国橋会議センター 401.402 会議室
横浜市中区海岸通 4-23 みなとみらい線馬車道駅徒歩 4 分
Tel 045-212-1034

4 研修内容及び講師

- (1) 研修テーマ 「保護者のシグナル・保育者のためのコミュニケーションスキル」
(2) 講 師 特定非営利法人保育の安全研究・教育センター 所長
心理学博士 掛札逸美氏

13:00 受付け
13:30 開会、講師による講義、グループワーク、質疑
16:00 閉会

5 対象及び参加費、定員

(1) 対 象

- 相談室会員保育所の園長等管理者及び准ずる方……参加費は無料
- 相談室会員でない保育所の園長等管理者及び准ずる方、政令市保育協議会会員の保育所……参加費は有料(1人につき 3,000 円を徴収いたします。)
・参加費は当日持参か振込(替)でお願いいたします。

<銀行振込> 横浜銀行 横浜駅前支店 普通預金 6016262

一般社団法人 神奈川県保育会

理事長 萩原 敬三 (ハギワラ ケイゾウ)

<郵便振替> 00260-2-68336 一般社団法人 神奈川県保育会

(2) 定 員 100 名程度

6 申込方法 平成 28 年 11 月 8 日(火)までに、別紙申込書でお申し込みください。

「保育の日前夜祭」(第39回) 開催要領

- 1 趣 旨 「神奈川県保育の日」を翌日に控え、保育関係者が一堂に会し、この一年の保育功労受賞(章)者の皆様をお招きして祝賀を行なうとともに、日頃保育業務に専念されている方々のご労苦をねぎらい、保育事業のより一層の進展に資することを目的に開催する。
- 2 主 催 一般社団法人神奈川県保育会
- 3 日 時 平成28年12月2日(金) 17:30~20:00
(受付 17:00~)
- 4 会 場 横浜ベイシェラトンホテル&タワーズ 4階 「浜風」
横浜市西区北幸1-3-23 (横浜駅西口より徒歩約3分)
(電話) 045(411)1111(代)
- 5 招 待 (1) 神奈川県保育賞受賞決定者 (2) 叙勲・褒章受章者
(3) 厚生労働大臣表彰受賞者 (4) 神奈川県県民功労者表彰受賞者等
- 6 来 賀 (1) 神奈川県、神奈川県議会、神奈川県児童福祉審議会各代表者等
(2) 神奈川県社会福祉協議会会长
(3) 神奈川県社会福祉婦人懇話会会长
(4) 神奈川県ゆりの会会长
(5) 神奈川県保育士会会长
(6) 神奈川県内保育士養成校学(校)長
- 7 参 加 者 保育園長、副園長、主任保育士、保育士等120名程度
- 8 内 容 (1) 受賞(章)者紹介、花束贈呈
(2) 来賓祝辞、紹介
(3) アトラクション
(4) 会食・懇談
- 9 参加費 お一人 11,000円
参加費は、当日持参か振込(替)でお願いいたします。
当日持参いただく場合、おつりのないようにお願いいたします。
振込(替)の場合は、次のいずれかの口座をご利用ください。
・銀行振込 横浜銀行 横浜駅前支店 普通預金 6016262
一般社団法人 神奈川県保育会理事長 萩原 敬三(ハギワラ ケイゾウ)
・郵便振替 00260-2-68336 一般社団法人 神奈川県保育会

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全国保育協議会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・通知「社会福祉施設等における入所者等の安全の確保について」発出…………… 1

通知「社会福祉施設等における入所者等の安全の確保について」発出

厚生労働省は、7月26日未明に発生した神奈川県相模原市の障害者支援施設での事件を受けて、都道府県・指定都市・中核市宛てに通知「社会福祉施設等における入所者等の安全の確保について」を発出しました（別添資料）。

社会福祉施設等の入所者等の安全の確保に努めるよう、下記の留意事項を示し、注意喚起を促しています。

1. 日中及び夜間における施設の管理・防犯体制、職員間の連絡体制を含めた緊急時の対応体制を適切に構築するとともに、夜間等における施錠などの防犯措置を徹底すること。
2. 日頃から警察等関係機関との協力・連携体制の構築に努め、有事の際には迅速な通報体制を構築すること。
3. 地域に開かれた施設運営を行うことは、地域住民との連携協力の下、不審者の発見等防犯体制の強化にもつながることから、入所者等の家族やボランティア、地域住民などとの連携体制の強化に努めること。

雇児総発 0726 第 1 号
社援基発 0726 第 1 号
障障発 0726 第 1 号
老高発 0726 第 1 号
平成 28 年 7 月 26 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部局長 殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長
(公印省略)
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長
(公印省略)
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長
(公印省略)
厚生労働省老健局高齢者支援課長
(公印省略)

社会福祉施設等における入所者等の安全の確保について

本日未明、神奈川県相模原市の障害者支援施設において、多数の入所者が殺傷されるという痛ましい事件が発生いたしました。

現時点において詳細は不明ですが、管内市町村及び社会福祉施設等に対し、下記の事項に留意の上、あらためて社会福祉施設等の入所者等の安全の確保に努めるよう、注意喚起をお願いいたします。

記

1. 日中及び夜間における施設の管理・防犯体制、職員間の連絡体制を含めた緊急時の対応体制を適切に構築するとともに、夜間等における施錠などの防犯措置を徹底すること。
2. 日頃から警察等関係機関との協力・連携体制の構築に努め、有事の際には迅速な通報体制を構築すること。
3. 地域に開かれた施設運営を行うことは、地域住民との連携協力の下、不審者の発見等防犯体制の強化にもつながることから、入所者等の家族やボランティア、地域住民などとの連携体制の強化に努めること。

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全国保育協議会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・「保育所保育指針の改定に関する中間とりまとめ」が公表 1
- ・「幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂に関する検討会」（第3回）が開催 1
- ・子ども・子育て会議（第28回）、子ども・子育て会議基準検討部会（第31回）合同会議が開催 3
- ・平成28年度「児童福祉週間」の標語を募集～10月20日（木）まで募集中 3

「保育所保育指針の改定に関する中間とりまとめ」が公表

保育所保育指針の改定については、平成27年12月4日より社会保障審議会児童部会保育専門委員会で検討が行われてきました。

平成28年8月2日の第8回専門委員会に「保育所保育指針の改定に関する中間とりまとめ（案）」が示され、協議・修正意見等を踏まえ、委員長にとりまとめについて一任され、8月8日に別添のとおり公表されました。

今後、平成28年度内に改定「保育所保育指針」が大臣告示され、来年度（平成29年度）は、改定「保育所保育指針」の周知の期間とされる予定です。施行は、平成30年度（平成30年4月1日）からとなる予定です。

中間とりまとめの概要・全文は別添のとおりです。以下、厚生労働省のホームページに掲載されています。

厚生労働省ホーム>政策について>審議会・研究会等>社会保障審議会（保育専門委員会）>保育所保育指針の改定に関する中間とりまとめ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000132740.html>

「幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂に関する検討会」（第3回）が開催

平成28年8月2日、内閣府は、第3回目となる「幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂に関する検討会」（以下「検討会」という）（座長：無藤隆白梅学園大学教授）を開催しました。第3回検討会では、「第3回検討会に向けた検討課題案」が示され、各委員から意見が述べられました。

また、併せて検討会のスケジュール（案）が示され、平成28年10月まで全6回の検討会を開催し、10月初旬までにとりまとめを行う予定とされています。

検討課題案は、以下枠内とのおりです。

第3回検討会に向けた検討課題案

○在園時間が異なる多様な園児がいることへの配慮について

◇一日の生活の連續性及びリズムの多様性について

一日の生活の連續性やリズムの多様性に配慮した教育及び保育について、以下の点からどのように考えるか。

- ・特に、園生活において降園時間が異なる午後の時間の在り方や配慮、工夫について
- ・上記を踏まえた指導計画作成上の配慮や工夫について

◇保育教諭の連携や、環境等の工夫について

一日の生活の中で、保育教諭の交代や、それによる環境の構成上の連續性等について、以下の点からどのように考えるか。

- ・保育教諭が園児の生活を共有し、生活の連續性を確保することについて
- ・朝夕などの活動内容や環境の構成等の工夫について
- ・上記を踏まえた一日の生活の組み立てに係る工夫について

○2歳児から3歳児への移行にあたっての配慮について

異なる生活経験の園児が一つの学級を編成していくことになる2歳児から3歳児への移行において、配慮すべき事項等について、どのように考えるか。

○子育ての支援について

◇在園児の保護者に対する子育ての支援について

在園児の保護者への子育ての支援において、保護者の生活形態が異なることを踏まえ、以下の点について配慮や工夫等をどのように考えるか。

- ・子育ての楽しさが感じられるような配慮や工夫等をどのようにしていくか
- ・保護者が互いに理解し合い、連携していくための配慮や工夫等をどのようにしていくか。
- また、保護者が子育ての支援をし合えるような環境をどうつくっていくか

◇地域の保護者に対する子育ての支援について

地域の子育ての支援において、どのような配慮や工夫が必要か。

○その他

幼保連携型認定こども園固有の内容や事項として、上記以外にどのようなことが特に考えられるか。

第3回検討会の資料は、以下、内閣府のホームページに掲載されています。

内閣府ホーム>内閣府の政策>子ども・子育て本部>認定こども園>幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂に関する検討会>「幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂に関する検討会」(第3回) 議事次第・配付資料

http://www8.cao.go.jp/shoushi/kodomoen/k_3/gijishidai.html

子ども・子育て会議（第28回）、子ども・子育て会議基準検討部会（第31回）合同会議が開催

平成28年7月28日、子ども・子育て会議（第28回）、子ども・子育て会議基準検討部会（第31回）合同会議が開催されました。

既に平成28年度から実施が進められている「仕事・子育て両立支援事業」（企業主導型保育事業、企業主導型ベビーシッター利用者支援事業等）の新設に伴う子ども・子育て支援法の改正及び基本指針の改正について資料の提示があり、各委員から意見が挙げられ、了承されました。

このほか、子ども・子育て支援新制度下の事業実施状況等、平成28年度これまでの間に発出された内容について、以下の資料のとおり報告がありました。

- ・地域子ども・子育て支援事業の実施状況(平成27年度)について
- ・認定こども園に関する状況について（平成28年4月1日現在）
- ・地域型保育事業の認可件数について（平成28年4月1日現在）
- ・平成28年度私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への円滑な移行に係るフォローアップ調査の結果

本合同会議の資料は、以下、内閣府のホームページに掲載されています。

内閣府ホーム>内閣府の政策>子ども・子育て本部>子ども・子育て支援新制度>子ども・子育て会議等>子ども・子育て会議（第28回）、子ども・子育て会議基準検討部会（第31回）合同会議

http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kodomo_kosodate/k_28/index.html

平成28年度「児童福祉週間」の標語を募集 ～10月20日（木）まで募集中～

平成29年度の「児童福祉週間」の標語募集を開始します。「児童福祉週間」は、すべての子どもが個性豊かに、たくましく育つていけるような環境・社会を目指し、政府と民間団体が、毎年5月5日の「こどもの日」からの1週間を定めたものです。

児童福祉週間には、博物館や科学館の入場料を減免したり、子ども向けイベントや子育て応援イベントを開催するなどして、国民全体で子どもの健やかな成長を考えようという取り組みが各地で開かれます。

児童福祉週間の取り組みは、主唱三団体(厚生労働省、全国社会福祉協議会、児童育成協会)が共同で実施しています。

○標語内容：元気で頑張る子どもたちへの応援や、子どもたちからの未来へのメッセージ
○応募資格：どなたでも応募できます

○応募期間：平成28年9月1日（木）～10月20日（木）

応募方法等の詳細は、下記URLをご参照ください。

【児童育成協会ホームページ】<http://kodomono-shiro.or.jp>

背景（保育をめぐる近年の状況）

現行の指針は平成20年に告示。その後の以下のような社会情勢の変化を踏まえ、改定について検討。
・「量」と「質」の両面から子どもの育ちと子育てを社会全体で支える「子ども・子育て支援新制度」の施行（平成27年4月）

- ・0～2歳児を中心とした保育所利用児童数の増加（1・2歳児保育所等利用率 27.6%（H20）→38.1%（H27））
- ・子育て世帯における子育ての負担や孤立感の高まり、児童虐待相談件数の増加（42,664件（H20）→88,931件（H26）） 等

1. 保育所保育指針の改定の方向性

（1）乳児・1歳以上3歳未満児の保育に関する記載の充実

この時期の保育の重要性、0～2歳児の利用率の上昇等を踏まえ、3歳以上児とは別に項目を設けるなど記載内容を充実。（発達の特性と合わせて保育内容を記載、養護の理念を総則で重点的に記載）

（2）保育所保育における幼児教育の積極的な位置づけ

保育所保育も幼児教育の重要な一翼を担っていること等を踏まえ、卒園時までに育つてほしい姿を意識した保育内容や保育の計画・評価の在り方等について記載内容を充実。主体的な遊びを中心とした教育内容に関して、幼稚園、認定こども園との整合性を引き続き確保。

（3）子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえた健康及び安全の記載の見直し

子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえ、食育の推進、安全な保育環境の確保等に関して、記載内容を見直し。

（4）保護者・家庭及び地域と連携した子育て支援の必要性

保護者と連携して「子どもの育ち」を支えるという視点を持って、子どもの育ちを保護者とともに喜び合うことを重視するとともに、保育所が行う地域における子育て支援の役割が重要になっていることから、「保護者に対する支援」の章を「子育て支援」に改め、記載内容を充実。

（5）職員の資質・専門性の向上

職員の資質・専門性の向上について、保育士のキャリアパスの明確化を見据えた研修機会の充実などを含め、記載内容を充実。

3. その他課題

（1）小規模保育、家庭的保育等への対応

保育指針が準用されることを想定して、記載を工夫。

（2）周知に向けた取組

保育指針の趣旨・内容が関係者に理解されるよう、解説書を作成。

（3）保育の質の向上に向けて

改定が保育の質向上の契機となり、全ての子どもの健やかな育ちの実現へつながることが重要。

2. 改定の方向性を踏まえた構成の見直し

1. の改定の方向性を踏まえ、以下のように章構成を見直し。

具体的的な章構成（案）

第1章 総則

①保育の基本及び目標 ②養護の理念 ③保育の計画及び評価

第2章 保育の内容

①乳児保育に關わるねらい及び内容 ②1歳以上3歳未満児の保育に關わるねらい及び内容（5領域）④幼児期の終わりまでに育つてほしい姿 ⑤保育の実施上の配慮事項

第3章 健康及び安全

①子どもの健康支援 ②環境及び衛生管理並びに安全管理

③食育の推進 ④災害への備え

第4章 子育て支援

①子育て支援の基本 ②保護者に対する子育て支援 ③地域における子育て支援

第5章 職員の資質向上

①職員の資質向上に関する基本 ②施設長の責務 ③職員の研修等 ④実施体制等

今後のスケジュール

今後、更に内容の充実が必要な点や、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領の検討の状況も踏まえつつ、引き続き検討を行い、本年末を目途に、最終的な報告を取りまとめる予定。
※保育所保育指針の改定については、H28年度内に大臣告示、1年の周期間をおいて、平成30年度から施行予定。

保育所保育指針の改定に関する中間とりまとめ

平成 28 年 8 月 2 日
社会保障審議会児童部会保育専門委員会

〈 目 次 〉

序　　保育をめぐる近年の状況 ······	1
1. 保育所保育指針の改定の方向性 ······	2
(1) 乳児・1歳以上3歳未満児の保育に関する記載の充実	
(2) 保育所保育における幼児教育の積極的な位置づけ	
(3) 子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえた健康及び安全の記載の見直し	
(4) 保護者・家庭及び地域と連携した子育て支援の必要性	
(5) 職員の資質・専門性の向上	
2. 改定の方向性を踏まえた構成の見直し ······	12
(1) 構成の見直しの方向性	
(2) 具体的な章構成（案）	
3. その他の課題 ······	14
(1) 小規模保育、家庭的保育等への対応	
(2) 周知に向けた取組	
(3) 保育の質の向上に向けて	
参考資料 ······	16

序 保育をめぐる近年の状況

現在の保育所保育指針は平成20年に改定を行い、平成21年度に施行された。その後、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が施行されるなど、保育指針が改定された平成20年以降、保育をめぐる状況は大きく変化している。

近年、子育てをめぐる地域や家庭の状況も変化し、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化から、日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況となるとともに、兄弟姉妹の減少から、乳幼児と触れ合う経験が乏しいまま親になることも増えてきている。また、地域社会の変化によって、地域で人々に見守られながら群れて遊ぶという自生的な育ちが困難になっている。

また、共働き家庭が増加し続ける一方で、仕事と子育ての両立が課題とされており、子育て期にある30代及び40代の男性で長時間労働を行う者の割合も依然として高い水準にある¹。

このような子育て家庭を取り巻く環境の変化によって、就労の有無や状況にかかわらず、子育ての負担や不安、孤立感が高まっている²。こうした状況の中、児童虐待の発生も後を絶たず、大きな社会的な問題になっている。

保育所利用児童数は、1、2歳児を中心に大きく増加している。0歳から2歳までの子どもたちについては、小規模保育等の地域型保育事業が新しく制度として設けられているが、これらの地域型保育事業については、保育指針に準じて事業、保育を行うこととされており、こうした多様な保育についても視野に入れた議論を行う必要がある。

保育指針は現場の保育所、保育士にとって保育の拠りどころであり、全国の保育所が一定の質を保ち、向上を図る上で、大変重要なものである。また、保育士養成校のカリキュラムや保育士試験の指針になっているという点でも重要な意味を有しているものである。

本専門委員会は、昨年12月より8回にわたり、前回改定時からの保育をめぐる様々な状況の変化を踏まえ、幅広い見地から、改定に向けた検討を行ってきたが、この度、以下のとおり「中間とりまとめ」としてこれまでの議論を取りまとめた。

今後、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領の検討の状況も踏まえつつ、更に内容の充実が必要な点について引き続き検討を行い、本年末を目途に、最終的な報告を取りまとめる予定である。

¹ 総務省「労働力調査」(平成25年)

² 財団法人こども未来財団「子育て中の親の外出等に関するアンケート調査」(2011年) 等

1. 保育所保育指針の改定の方向性

(1) 乳児・1歳以上3歳未満児の保育に関する記載の充実

(乳児・1歳以上3歳未満児の保育の重要性)

- 乳児から2歳児までは、他者との関わりを初めて持ち、その中で自我が形成されるなど、子どもの心身の発達にとって極めて重要な時期である。この時期の保育の在り方は、その後の成長や社会性の獲得等にも大きな影響を与えるものと考えられている。
- また、近年、国際的にも、自尊心や自己制御、忍耐力といった社会情動的スキルやいわゆる非認知的能力を乳幼児期に身に付けることが、大人になってからの生活に大きな差を生じさせるといった研究成果³などから、乳幼児期、とりわけ3歳未満児の保育の重要性への認識が高まっている。
- 1、2歳児の保育所の利用率は、平成20年度は27.6%であったが、平成27年度には38.1%に上昇しており、多くの3歳未満児が保育所保育を利用するようになりつつあることから、保育所におけるこの時期の保育の在り方について、保育指針においても、より積極的に位置づけていくことが必要である。

(基本的信頼感の形成)

- 乳児から2歳児までの時期には、保護者や保育士など特定の大人との間で愛着関係が形成され、食事や睡眠などの生活リズムも形成されていく。また、この時期は、周囲の人や物、自然など様々な環境との関わりの中で、自己という感覚や、自我を育っていく時期である。
- 乳児期からの保育の積み重ねは、その後の成長や生活習慣の形成、社会性の獲得にも大きな影響を与えるものであり、子どもの主体性を育みながら保育を行うことが重要である。また、保育士等との信頼関係の構築により基本的信頼感を形成することは、生涯を通じた自己肯定感や他者への信頼感、感情を調整する力、粘り強くやり抜く力などの、いわゆる非認知的能力を育むことにもつながるものであり、保育士等が子どものサインを適切に受け取り、子どもたちの自己選択を促しつつ、温かく応答的に関わっていくことが重要である。

(学びの芽生え)

- 乳児期から、子どもは、生活や遊びの様々な場面で、主体的に周囲の人や物に興味を持ち、直接関わっていこうとする。このような姿は「学びの芽生え」といえるものであり、生涯の学びの出発点にも結びつくものである。
- また、1歳児から2歳児にかけては、歩行の始まりから完成、言葉の獲得が見られる時期であり、人や物への興味・関わりを更に広げ、気づいたり、考えたり、主張す

³ OECD国際レポート（Skills for Social Progress: The Power of Social and Emotional Skills）（2015年）、ペリー就学前計画の追跡調査（Perry Preschool Study）等

ることを繰り返しながら自己を形成していく。簡単な言葉なども用いた子ども同士の関わりの中で、他者と関わる力の基礎も育まれていく。

- このように、乳児から2歳児までの時期においては、子どもの発達が飛躍的に進み、様々な成長の段階の姿が見られるという特徴があることから、専門職である保育士によって、それぞれの子どもの発達過程に応じた「学び」の支援が、生活や遊びの場面で、適時・適切に行われることが重要である。また、その際、発達の連続性を意識するとともに、3歳以降の成長の姿についても意識して、保育を行うことが重要である。

(保育の内容の記載の在り方)

- 現行の保育指針では、3歳未満児に関する保育の記載が3歳以上児に比べて読み取りにくいとの声もあるが、上記のようなこの時期の保育の重要性も踏まえ、その意義をより明確に示し、記載内容を充実することが必要である。
- 現行の保育指針では、保育の内容については、すべての年齢を通じた共通の記載となっているが、乳児・1歳以上3歳未満児の保育の内容について、3歳以上児とは別に項目を設けて、この時期の特徴を踏まえた保育内容として新たに記載することが適当と考えられる。
- この時期においては、発達過程における成長の幅が大きく、発達の特性に応じた保育を行うことが重要となることから、できるだけ発達の道筋や順序と保育内容とを合わせた形で記載することが望ましいと考えられる。また、保育の内容に関しては、「健康、人間関係、環境、言葉、表現」の5領域に関する学びが、大きく重なり合いながら、生活や遊びの中で育まれていくということを踏まえた内容とすることが必要である。
- 発達過程の最も初期に当たるこの時期には、「生命の保持及び情緒の安定」という養護の側面が特に重要であり、養護と教育の一体性をより強く意識して保育が行われることが重要である。また、生活習慣の形成や家庭での学びとの連続性の確保などの観点から、保育所と家庭との連携が極めて重要であり、こうしたことについても留意した記載となることが望ましいと考えられる。

(考えられる具体的な保育の内容の例)

- 乳児・1歳以上3歳未満児の保育内容の実際の展開にあたっては、少人数で落ち着いた環境を準備するなど、この時期の特徴を踏まえた保育上の配慮が必要である。
- 例えば、1つの保育所で保育する乳児の人数が増えている中で、乳児が落ち着いて過ごせるような少人数のグループ構成による保育を行うことや、1歳以上3歳未満児の自我の発達や興味の状況に応じた適切な人数のグループ構成による保育を行う等、発達の状況等に応じて、集団規模を工夫するような配慮が望まれる。

- また、クラス編成においても、月齢や年齢による一律の区分だけではなく、それぞれの発達の状況に応じた編成を弾力的に行うような対応も重要である。
- この時期に芽生える旺盛な探索活動への意欲を満たし、安心して遊びに熱中できるための環境構成を、一人ひとりの子どもの発達や個性を重視して工夫することが大事である。
- この時期の子どもが穏やかに過ごす事が出来るよう、音の大きさや採光、換気等、室内の環境に対して、状況に応じた丁寧な配慮をすることも重要である。

(2) 保育所保育における幼児教育の積極的な位置づけ

(幼児教育の一翼としての保育所保育)

- 乳幼児期は、生活の中で、自発的、主体的に、環境と関わりながら、生涯にわたる人格形成の基礎を築いていく時期である。そのために適切な環境を整え、乳幼児の心身の調和のとれた発達を支援していくことは、幼児教育の充実という観点からも強く求められている。
- 保育所保育においては、子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うために、環境を通して、養護及び教育を一体的に行ってきており、保育所は認定こども園・幼稚園とともに、幼児教育の一翼を担っている。
- 保育所保育における教育について、保育指針では、いわゆる5領域に沿って、幼稚園教育要領の教育内容との整合性が図られてきた。また、保育指針と幼稚園教育要領を参照し、幼保連携型認定こども園の特性を配慮して、平成26年に策定された幼保連携型認定こども園教育・保育要領においても、5領域に関するねらい及び内容等が示されており、いずれの施設に通う子どもについても、同等の内容での教育活動が確保されることが示されている。

(教育内容についての記載の在り方)

- 幼児教育において育みたい資質・能力については、各学校段階を通じた教育課程の全体像等も踏まえた幼稚園教育要領改訂の議論⁴において、「知識や技能の基礎」「思考力・判断力・表現力の基礎」「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱に整理されている。保育所保育においても、「健康、人間関係、環境、言葉、表現」の5領域の教育内容を踏まえ、子どもたちの自発的な活動である遊びや生活の中で、こうした資質・能力を一体的に育んでいくことが必要である。
- 今回の改定において、教育内容の5領域の「ねらい及び内容」の構成について、幼保連携型認定こども園、幼稚園との更なる整合性を図り、各領域に「ねらい」「内容」「内容の取扱い」を記載することで、各施設における教育内容が同等のものであるこ

⁴ 文部科学省中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会（平成28年7月19日）資料4 等

とをより明確に示すことが適當と考えられる。

- また、特に、小学校との接続に関しては、平成22年に取りまとめられた「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について」⁵等を踏まえた、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」（健康な心と体、自立心、協同性、道徳性・規範意識の芽生え、社会生活との関わり、思考力の芽生え、自然との関わり・生命尊重、数量・図形、文字等への関心・感覚、言葉による伝え合い、豊かな感性と表現）を念頭におき、卒園後の学びへの接続を意識しながら、5歳児後半の幼児の主体的で協同的な活動の充実を、より意識的に図っていくことが重要である。

（教育的活動の意識的な設定）

- 保育所保育における教育に関して、主体的な遊びを中心とした教育的活動の時間の設定を意識した保育の計画を立てることが重要である。また、保育所での長時間の生活という特性に配慮した時間の過ごし方が重要である
- 保育の計画や保育の記録を踏まえた保育内容の評価については、保育士の専門性の向上や保育実践の改善に加え、教育の質の向上という観点からも重要である。前記の、育みたい資質・能力についての三つの柱を踏まえて、各保育現場において質の高い保育が展開されるよう、保育の計画や評価の在り方について記載を充実することが必要と考えられる。
- 乳幼児の主体的な活動の展開は、保育士による環境の構成が大きく影響する。保育士による教材及び環境の構成の検討について、継続的な取組が重要である。また、保育士自身も、乳幼児にとって重要な環境であることを十分に意識し、言葉遣い、まなざし、姿勢等に配慮して保育に当たることが重要である。

（保護者との子どもの姿や学びの共有、卒園後の学習の接続への配慮）

- 保育所での保育の過程や子どもの成長の様子を保護者と共有することは、家庭との連携の下で、子どもたちの育ちを支援していく上でも重要である。このため、写真や映像を活用した日々の記録などを通じて、子どもの内面の育ちや一人ひとりのよさ、学びの状況を保護者とともに、肯定的な視点で共有する取組を進めていくことが有効と考えられる。
- 5歳児以降については、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえた視点から、保育所児童保育要録等において、子どもたちの成長を評価、記録するなど、卒園後の学習への接続にも配慮していくことが重要である。その際、他の幼児との比較や一定の基準に対する達成度についての評定ではなく、一人ひとりのよさや学びの状況等を捉えて行うべきものであることに留意が必要である。

⁵ 文部科学省「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方に関する調査研究協力者会議」取りまとめ（平成22年11月11日）

- 保育所児童保育要録については、幼保連携型認定こども園園児指導要録、幼稚園児指導要録との整合性をより図るなど、小学校での活用が更に進むよう工夫をしていくことも必要である。

(3) 子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえた健康及び安全の記載の見直し

(健康支援)

- 乳幼児の生命と心の安定が保たれ、健やかな生活が確立されることは、日々の保育の基本である。そのためには、乳幼児一人ひとりの健康状態や発育の状態に応じ、心身の健康の保持、増進を図り、危険な状態の回避等に努めなければならない。
- 感染経験が少なく、体力・免疫力ともに十分でない乳幼児にとって、保育所は初めての集団生活の場となることから、感染症に対する備えが重要である。保育所における感染症対策としては、感染源、感染経路対策とともに、入所している乳幼児の予防接種状況を把握し、年齢に応じた計画的な接種を保護者に勧奨することなどが重要である。
- 感染症対策に関しては「保育所における感染症対策ガイドライン」を保育指針とともに一体的に運用してきていることから、両者の関係を踏まえつつ、記載の見直しを検討することが必要である。
- また、嘱託医や市町村、保健・医療等地域の関係機関との連携を強化していくことで、組織的に子どもの健康支援の強化を図るとともに、看護師等の配置を進め、専門性を生かした対応を進めていくことが重要である。
- 保育所で長時間過ごす乳幼児にとって、午睡は生活のリズムの重要な構成要素である。午睡は、乳幼児の年齢や発達の過程、家庭での生活や保育の時間などを考慮して、必要に応じてとることが重要であり、一人ひとりの心身の状態に応じてきめ細やかに対応していく配慮など、具体的な記載の充実が望まれる。
- 乳幼児突然死症候群（SIDS）に関する正しい知識や、安全な午睡環境を確保するための乳幼児の窒息リスクの除去等の配慮について保育士等で共有し、適切な保育を行うことが重要である。

(食育等に関する記載の充実)

- 食事は生命の維持、発育、発達に欠かせないものであり、生きる力の基礎を育む上で非常に大切なものです。食事は年齢が低いほど生活に占める割合が大きく、保育所保育の重要な要素となっている。
- 保育所の食事提供において、自園調理には、一人ひとりの健康状態や食物アレルギーの状況等に応じた安全・安心な食事の提供や、職員間の連携の下で保育実践と一体

となつた食育の取組の日常的な推進が可能であるなど、養護・教育それぞれの面で多くの長所がある。

- 保育所における食育の一層の推進を図るため、「保育所における食事の提供ガイドライン」を、保育指針とともに一体的に運用してきている。今後、平成28年3月に決定された第3次食育推進基本計画⁶も踏まえ、保育指針の記載についても見直しの検討が必要である。
- 食育の推進に関しては、保育士、調理員、栄養士等が乳幼児との関わりを深めながら連携し、一体となつた取組を進めることが重要である。また、家庭との連続性を意識することも重要であり、保育所における食への配慮を丁寧に保護者に伝えることは、保護者への支援にもつながるものである。さらに、地域の関係者と連携・協働した、豊かな食育の取組は、保育所の地域貢献にもつながるものと考えられる。
- 食物アレルギーのある乳幼児への対応については、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」を保育指針とともに一体的に運用してきている。安全で安心な生活が送れることを前提に、食物アレルギーのリスクを踏まえた対応と最新の正しい知識を職員全員が共通して理解することが重要である。

(安全な保育環境の確保)

- 日々の保育においては、子どもの主体的な活動を尊重し、支援する必要があり、子どもが成長していく過程で怪我が一切発生しないことは現実的には考えにくいものである。そうした中で、保育所における事故、特に、死亡事故や重篤な事故が起きないよう、予防と事故後の適切な対応を全職員で行うことが重要である。
- 安全な保育環境を確保するため、子どもの年齢、場所、活動内容に留意し、事故の発生防止に取り組むことが必要である。特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面等については、重大事故が発生しやすいことを踏まえての対応が重要である。ただし、重大事故を防ぐために危険を取り除くことは必要だが、過度に遊びを制約することについては一定の考慮が必要である。
- 事故発生の防止や事故発生時の対応に関しては、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」が本年3月に策定されており、保育指針の記載の充実の際に参考になるものと考えられる。
- 子どもの安全確保については、研修や訓練を通じて職員の資質の向上を図ること、緊急時の対応体制の確認をしておくことなど、日頃からの取組が重要である。また、事故が発生したときに迅速に対応できるようにしておくことも重要である。これらの取組は保育所で行うことには加え、保護者、関係機関も含めた一体的な取組が望まれる。

(障害のある子ども、特別な配慮を必要とする子どもへの対応)

⁶ 内閣府「食育推進会議」決定（平成28年3月18日）

- 保育所は子どもが日々の生活や遊びを通じてともに育つ場所であり、全ての子どもの健やかな育ちを支援するため、障害のある子どもや特別な配慮を必要とする子どもについても、積極的に受け入れていくことが必要である。このため、保護者や関係機関と密接に連携しながら、保育を行っていくことが重要である。
- 一人ひとりの障害は様々であり、その状態も多様であることから、発達してきた過程や心身の状態を把握し、理解することが重要である。保育士等の子どもとの関わりにおいては、個に応じた関わりと集団の一員としての関わりの両面への配慮が必要である。
- 慢性疾患を持つ子ども、医療的ケアが必要な子ども等の保育にあたっては、そのかかりつけ医及び看護師、関係機関、保護者との連携を密にし、病状の変化や保育の制限等について保育士等が共通理解を持ち、必要な医療的な対応が行われるように配慮することが重要である。

(災害への備え)

- 東日本大震災を経て、安全に対する社会的意識が高まっている。子どもの命を守るために、平時からの備えや危機管理体制づくり等を行政機関や地域の関係機関と連携しながら進めるとともに、災害発生時の対応を保護者と共有することが重要である。

(4) 保護者・家庭及び地域と連携した子育て支援の必要性

(今求められている子育て支援)

- 核家族化、少子化の進行や都市化の進展などに伴い、家庭内あるいは地域社会において、育児についての見聞や経験が少なくなっているとともに、近隣に相談相手がなく孤立しているなどの状況があり、長時間労働の問題等ともあいまって育児に悩む保護者が増加している。家庭における子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、男女がともに保護者としてしっかりと子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てができるよう、子どもの育ちと子育てを支援していくことが重要である。こうした取組を通じて、全ての子どもの健やかな育ちを実現する必要がある。

(保護者と連携した「子どもの育ち」への支援)

- 保護者にとって身近に育児について相談できる場所や、子育て家庭同士の交流の場所など、それぞれの状況に応じた多様な支援が求められている。平成20年の保育指針改定により「保護者に対する支援」が新たに章として設けられているが、さらに保護者支援の必要性が高まっている社会状況等も踏まえ、より積極的な保護者支援の記載が必要である。
- 「保護者と連携して子どもの育ちを支える」視点を持って、子どもの育ちを保護者とともに喜び合うことを重視するとともに、保護者の養育する姿勢や力が伸びていくような、保護者自身の主体性、自己決定を尊重した支援を行うことが重要である。3

歳になるまでに質の高い保育を受けた子どもは、そうでない保育を受けた子どもに比べて、知的能力と言語発達とで差が見られるが、その影響の度合いは保育施設よりも家庭の影響が大きい、という海外の調査研究結果⁷もあり、こうしたことからも子どもの育ちを保護者・家庭と連携して支援していくことが重要と考えられる。

(多様な保育の充実)

- 保護者の働き方や暮らし方、社会構造などの変化により、保育ニーズはますます多様化してきている。保育所における夜間保育、休日保育、一時保育、病児保育など多様な保育の充実にあたっては、子どもの生活の連續性を考慮した対応に留意しながら進めることが重要である。
- 貧困家庭、外国籍家庭など、特別なニーズを有する家庭への支援についても、配慮する必要がある。

(虐待対策)

- 児童虐待相談の対応件数は統計を取り始めて以来毎年増加しており⁸、複雑・困難なケースも増えるなど、発生予防、発生時の迅速・的確な対応が求められている。保育所はそれぞれの家庭の多様な背景に合わせて、関係機関との連携を図りながら、適切に対応していく必要がある。保育所におけるソーシャルワークの機能について、今後の調査研究等によって具体的な検討が行われることが期待される。

(地域における子育て支援事業との連携)

- 前回改定以降、子ども・子育て支援新制度の施行等もあり、地域で子育て支援を行う団体は格段に増えており、保育所が行う地域の子育て支援との役割分担を図るとともに、連携や協働を強めることが重要になっている。今後、支援団体の専門性を支えていくこと、保育所の拠点的な役割に関することなどについても検討を深めていく必要がある。
- 乳幼児と中学生のふれあい学習など、地域の中での小中高生や保護者との関わりが広がる取組等、次代を担う子どもたちを育成するという観点からの取組を進めていくことも期待される。

(5) 職員の資質・専門性の向上

(専門性の向上と新たな課題への対応)

- 保育士は、子どもの保育や家庭での子育ての支援に関する専門職として、保育所保育における中核的な役割を担うことが制度的に認められており、的確な子どもの理解、専門的知識・技術の向上や倫理観に裏付けられた判断・対応が常に求められている。保育指針においても、保育士の専門性において担うべき保育の内容を明示しておくこ

⁷ 米国 NICHD (National Institute of Child Health and Human Development) 調査 (1991~2007 年)

⁸ 厚生労働省「福祉行政報告例 児童福祉」の中の各年度「児童相談所における児童虐待相談の対応件数」

とが重要である。

- また、子どもや子育てを取り巻く環境が変化する中で、様々な困難を抱えた家庭・子どもへの対応にあたり、それぞれの背景のアセスメント、関係職種や機関との連携を行うなど、保育所に求められる支援機能は多様化・複雑化している。こうしたこと に伴って、保育士には、より高度の専門性が求められるようになってきている。
- 専門職である保育士は、資格取得後も、日々の保育士としての業務等を通じ、その 専門性を向上させていくことが重要である。多様な課題への対応や、若手の指導等に あたるリーダー的職員などについて、保育所における位置付けの明確化を図るととも に、職務内容に応じた専門性の向上を図るための研修機会の充実が必要である。
- また、主任保育士や施設長等の職員は、保育士・看護師・調理員・栄養士等の職員 一人ひとりの専門性の向上や保育理念の共有等により、組織全体としての保育実践の 質や専門性の向上に取り組むとともに、自らも専門性等の向上に努めることが必要で ある。

(職場における研修機会の確保)

- 職員の研修機会としては、まずは、職場での研修を行うとともに、日常的に職員同 士が主体的に学び合うような姿勢が重要である。また、専門性の向上を図るためにには、 地方自治体や保育関係団体の主催する外部の研修への参加が有効である。さらに、研 修での学びを職場で共有する取組を行うことは、より効果を上げることにつながる。
- こうした職場内外での研修機会の確保については、勤務のローテーションの工夫な ど、組織的な対応が不可欠であり、管理的職員の取組によるところが大きいことから、 施設長等については、こうした職員の研修機会の確保に取り組む必要がある旨を、保 育指針においても明らかにすることが望ましいと考えられる。
- 保育の質の向上や職員の就業継続支援の観点から、外部の機関の活用も含め、職員 に対する相談支援を行う体制づくりも検討課題として考えられる。

(キャリアパスを見据えた保育士の研修機会の充実・体系化)

- 保育所としての組織的な対応や、様々な課題に応じた専門性の向上が求められる中 で、それぞれの保育士が、自らの職位や職務内容等に応じて、組織の中でどのような 役割が求められているかを理解し、必要な力を身につけることができるようにするた めには、キャリアパスの明確化とそれに合わせた研修体系の構築が必要である。
- こうしたキャリアパスと研修体系の構築は、保育士の専門性の向上及び保育の質の 向上にとって重要な要素であることに加え、保育士が職場に定着しやすい環境整備と なるほか、身につけた技能が評価されることにより、人材交流の活性化による多様な キャリア形成や離職した後の職場復帰の促進等の面でも効果が高いと考えられ、今後 の調査研究等によって具体的な検討が行われることが期待される。

2. 改定の方向性を踏まえた構成の見直し

(1) 構成の見直しの方向性

- 前回行った大綱化の方針は維持しつつ、必要な章立ての見直し等を行うことが適當である。
- 現行の保育指針第2章「子どもの発達」については、発達過程に関する基本的な事項について「保育の内容」と併せて記述し、その他の詳細な事項については、解説書等で記載することが適當である。
- 現行の保育指針第4章「保育の計画及び評価」については、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に合わせ、総則に移行することが適當である。
- 保育課程の編成については、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領との整合性をとり、総則において、「全体的な計画の作成」として記載することが適當である。
- 養護は保育所保育の基盤であり、保育指針全体にとって重要なものであることから、養護に関する基本的な事項については、総則で記載することが適當である。なお、保育所保育において「養護と教育が一体となって展開」されることは非常に重要であり、特に留意が必要である。
- 保育所における教育については、認定こども園、幼稚園と構成の共通化を図り、各領域の「ねらい」「内容」「内容の取扱い」を記載することが適當である。
- 教育については、乳児・1歳以上3歳未満児・3歳以上児について、それぞれ別の項目として記載する。年齢別に記述することが適當でない項目については、別途配慮事項として記述することが適當である。
- 東日本大震災を経て、安全に対する社会的意識が高まっていることを踏まえ、災害への備えについて記載することが適當である。
- 保育指針には、保育の内容に関する事項と保育の内容を支える運営に関する事項の記載があり、幼保連携型認定こども園教育・保育要領や幼稚園教育要領との整合性を図る上で、検討すべき課題である。

(2) 具体的な章構成（案）

上記、(1) 構成の見直しの方向性を踏まえ、今回の保育指針の改定については、以下の章構成（案）とすることが考えられる。

具体的な章構成（案）

第1章 総則

- 1 保育の基本及び目標
- 2 養護の理念
- 3 保育の計画及び評価

第2章 保育の内容

- 1 乳児保育に関するねらい及び内容
- 2 1歳以上3歳未満児の保育に関するねらい及び内容
- 3 3歳以上児の保育に関するねらい及び内容
　　健康・人間関係・環境・言葉・表現
- 4 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿
- 5 保育の実施上の配慮事項

第3章 健康及び安全

- 1 子どもの健康支援
- 2 環境及び衛生管理並びに安全管理
- 3 食育の推進
- 4 災害への備え

第4章 子育て支援

- 1 子育て支援の基本
- 2 保護者に対する子育て支援
- 3 地域における子育て支援

第5章 職員の資質向上

- 1 職員の資質向上に関する基本
- 2 施設長の責務
- 3 職員の研修等
- 4 実施体制等

3. その他の課題

(1) 小規模保育・家庭的保育等への対応

- 小規模保育や家庭的保育等の地域型保育事業においても、それぞれの特性に留意しつつ、保育指針の内容に準じて保育が行われるべきものであり、これらの事業者が参考することを想定した記載となることが望ましい。
- 特に、3歳未満児の保育に関しては、その内容や計画作成上の配慮事項を丁寧に示すことで、小規模保育や家庭的保育等での具体的な保育実践の向上に資するものとなることが重要である。
- 子ども・子育て支援新制度の下で、保育所には、保育内容の支援をはじめとした小規模保育や家庭的保育等との連携や、卒園児の受入れに関する配慮等が求められている。特に、小規模保育や家庭的保育等とその卒園児の受入れが見込まれる保育所との間では、連携関係の構築が重要であり、日常的な情報共有や共同の研修などを通じて、地域全体の保育の質の維持・向上を図っていくことも重要である。
- 3歳の時点で、小規模保育や家庭的保育等の卒園児を保育所で受け入れる際には、引き継ぎを円滑に行うことで保育の連續性を図ることが重要である。卒園児の受入れが見込まれる保育所においては、3歳未満児までの保育から、3歳以上児の保育への連続性について、日頃の連携の場面から留意しておくことが重要である。また、受入れ時における保育所児童保育要録の活用等も検討が必要である。

(2) 周知に向けた取組

- 保育指針の趣旨・内容が保育の関係者に十分理解され、保育現場において日常的に活用されるよう、保育指針の改定に合わせ、その趣旨や内容をより具体的に分かりやすく記載した解説書を作成することが必要と考えられる。また、施設長、職員を対象とした研修の充実や市町村等の担当者に対する十分な周知等が必要である。
- また、地域型保育事業や認可外保育所等においても、保育指針の内容に準じて保育が行われていることから、これらの施設長や職員に対しての周知等についても検討が必要である。
- 保育指針の告示、施行を契機として乳幼児期の重要さを国民が共有する機会となるような啓発の取り組みも重要であると考えられる。

(3) 保育の質の向上に向けて

- 保育所の利用率が高まるとともに、子育て家庭を取り巻く環境も変化していく中で、保育所が果たす社会的な役割が高まっている。今回改定される保育指針が保育所保育の質の一層の向上の契機となり、保育所で働く保育士等はもちろん、保育に関わる幅広い関係者にもその趣旨が理解され、全ての子どもの健やかな育ちの実現へつながる取組が進められていくことが重要である。

保育専門委員会 委員名簿

- 秋田喜代美 東京大学大学院教授
- 安達 譲 認定こども園
せんりひじり幼稚園・ひじりにじいろ保育園園長
- 阿部 和子 大妻女子大学教授
- 大方 美香 大阪総合保育大学教授
- 岡村 宣 認定こども園ポプラの木園長
- 木戸 啓子 倉敷市立短期大学准教授
- ◎汐見 稔幸 白梅学園大学学長
- 清水 益治 帝塚山大学教授
- 鈴木みゆき 和洋女子大学教授
- 砂上 史子 千葉大学教育学部准教授
- 堤 ちはる 相模女子大学教授
- 寺田 清美 東京成徳短期大学教授
- 橋本 真紀 関西学院大学教授
- 松井 剛太 香川大学准教授
- 三代川紀子 浦安市立猫実保育園園長
- 村松 幹子 たかくさ保育園園長
- 山縣 文治 関西大学教授
- 和田 紀之 和田小児科医院院長

◎委員長 ○副委員長

(五十音順、敬称略)

社会保障審議会児童部会保育専門委員会 開催経過

第1回 平成27年12月4日（金）

- 委員長の選任等について
- 保育所保育指針の改定について

第2回 平成28年1月7日（木）

- 乳児保育、3歳未満児の保育について

第3回 平成28年2月16日（火）

- 健康及び安全について
- 関係団体からのヒアリング
 - ・一般社団法人日本保育保健協議会
 - ・公益社団法人日本栄養士会

第4回 平成28年3月29日（火）

- 保護者支援について
- 職員の資質向上について
- 関係団体からのヒアリング
 - ・NPO法人子育てひろば全国連絡協議会
 - ・日本子ども子育て支援センター連絡協議会
 - ・一般社団法人全国保育士養成協議会

第5回 平成28年4月27日（水）

- 3歳以上児の保育について
- 全体の構成、総則等について

第6回 平成28年5月10日（火）

- 関係団体からのヒアリング
 - ・社会福祉法人全国社会福祉協議会全国保育協議会
 - ・社会福祉法人日本保育協会
 - ・公益社団法人全国私立保育園連盟
 - ・東京大学大学院教育学研究科附属発達保育実践政策学センター
- 中間まとめの構成（案）について

第7回 平成28年5月31日(火)

○ 中間まとめ骨子(たたき台)について

第8回 平成28年8月2日(火)

○ 中間とりまとめ(案)について

全保協ニュース

[協議員情報]

全国保育協議会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・通知「幼保連携型認定こども園において新たに分園を設置する場合の取扱いについて」発出 · 1
- ・通知「平成 28 年度における私立保育所の運営に要する費用について」発出 · · · · · 1
- ・事務連絡「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金の補助対象の拡大について」発出 · · · 2
- ・「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」に関する FAQ の訂正 · · · 2
- ・中央共同募金会「赤い羽根福祉基金」創設について～2016 年 9 月 5 日まで受付中～ · · · 3

通知「幼保連携型認定こども園において新たに分園を設置する場合の取扱いについて」発出

平成 28 年 8 月 8 日、内閣府、厚生労働省、文部科学省は、通知「幼保連携型認定こども園において新たに分園を設置する場合の取扱いについて」を都道府県・指定都市・中核市等宛に発出しました。

通知では、幼保連携型認定こども園の分園について (1) 基本的考え方、(2) 定員及び距離、(3) 職員、(4) 設備、(5) 食事の提供、(6) 子育て支援事業、(7) 園則等、のほか、設置手続きについて、既存分園の取扱いについて、幼保連携型認定こども園以外の分園について、取扱いが別添のとおり示されています。

通知の全文は、以下、内閣府ホームページに掲載されています。

内閣府ホーム>内閣府の政策>子ども・子育て本部>子ども・子育て支援新制度>法令・通知等

「幼保連携型認定こども園において新たに分園を設置する場合の取扱いについて」平成 28 年 8 月 8 日

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/index.html#tsuuchi>

通知「平成 28 年度における私立保育所の運営に要する費用について」発出

平成 28 年 8 月 2 日、内閣府、厚生労働省は、通知「平成 28 年度における私立保育所の運営に要する費用について」を都道府県宛に発出しました。

平成 27 年度の公定価格に基づく基本分単価の内訳等については、通知「私立保育所の運営に要する費用について（平成 27 年 9 月 3 日）」で示されており（平成 27 年度本ニュース No.15-17 で既報）、今般、平成 28 年度の内容について別添のとおり示されたものです。

通知の全文は、以下、内閣府ホームページに掲載されています。

内閣府ホーム>内閣府の政策>子ども・子育て本部>子ども・子育て支援新制度>法令・通知等

「平成 28 年度における私立保育所の運営に要する費用について」平成 28 年 8 月 2 日

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/index.html#tsuuchi>

事務連絡「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金の補助対象の拡大について」発出

平成 28 年 7 月 22 日、厚生労働省は、事務連絡「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金の補助対象の拡大について」を都道府県・指定都市・中核市宛てに発出しました。

平成 27 年 4 月に施行された子ども・子育て支援新制度により、新たに地域型保育事業が創設されたこと、また、平成 28 年熊本地震による被害の状況等を踏まえ、補助対象を拡大し、地域型保育事業を行う施設（小規模保育事業及び事業所内保育事業を行う施設）を対象としています。事務連絡の全文は、別添をご参照ください。

「「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」に関する FAQ」の訂正

平成 28 年 6 月 20 日に厚生労働省から発出された「「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」に関する FAQ」において、回答に一部誤りがあり、該当ページの訂正版が発出されています。訂正内容は以下枠内の通りです。

問 31 新制度の理事、監事、評議員の任期について教えていただきたい。

(答)

1. 理事の任期

理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の集結の時までとされる（法第 45 条）。ただし、定款によって短縮することは可能（法第 45 条ただし書）。

任期の終期が、「定時評議員会の終結の時まで」とされているのは、評議員会で選任されることに鑑み、次の選任の前に任期切れとなり欠員状態が生じるのを防ぐためである。

例えば、~~4月1日から3月末までを会計年度としている法人で、~~定時評議員会を毎年 6 月末に行っている法人の理事の任期を例にすると、平成 30 年 6 月末の定時評議員会で理事を選任した場合の理事の任期は平成 32 年 6 月末の定時評議員会までの 2 年間となるが、平成 30 年 4 月中旬に行った臨時評議員会で理事を選任した場合の理事の任期は平成 32 年 6 月末の定時評議員会までの +2 年 -2 ヶ月間余となる。

2. 監事の任期

監事の任期についても、同様である。

3. 評議員の任期

評議員の任期は、原則として、選任後 4 年以内に終了する事業年度会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとされる（法第 41 条第 1 項）。定款で「4 年」を「6 年」まで伸長することは可能（同項ただし書）。

問 32 理事の任期を「2 年」の確定期間とする定款の規定は許されるか。

(答)

1. 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までであり、定款によって短縮することが可能とされている（法第 45 条ただし書）が伸ばすことはできない。

このため、理事の任期を「2 年」とする規定を設けると、定時評議員会で理事を選任した場合は特段の問題はないものの、他方で、例えは、年度末の臨時評議員会で理事を選任した場合（3 月末決算の法人が 3 月中旬の臨時評議員会で理事を選任した場合）には、理事の法定の最長の任期を伸長することとなる。

2. したがって、そのような規定を設けることは適当ではない。

中央共同募金会「赤い羽根福祉基金」創設について

～2016年9月5日まで受付中～

中央共同募金会では、共同募金運動70年を迎えるにあたり、企業、団体や個人の社会貢献意識を受けとめて束ね、広域的に、また継続的に支援をつないでいくための「赤い羽根福祉基金」を創設しました。

「赤い羽根福祉基金」は、公的制度やサービスでは対応できない分野において、社会課題の解決のための新たな活動や仕組みを構築するため、中央共同募金会が民間社会福祉事業者や団体等による先駆的な取り組みを資金面で応援することで、誰もが支え・支えられる地域づくりをめざすものです。

この度、第1回助成受付が行われています。詳細については、中央共同募金会ホームページに掲載中の「平成28年度助成応募要項」「助成応募書」をご参照ください。

中央共同募金会ホーム>新着情報一覧>中央共同募金会「赤い羽根福祉基金」助成受付を開始

- ・中央共同募金会「赤い羽根福祉基金」平成28年度助成 応募要項(PDFファイル)
- ・平成28年「赤い羽根福祉基金」助成応募書(WORDファイル)

<http://www.akaihane.or.jp/topics/detail/id/419/>

府子本第555号
28文科初第682号
雇児発0808第1号
平成28年8月8日

各都道府県知事
各都道府県教育委員会
各指定都市・中核市市長 殿
各指定都市・中核市教育委員会
附属幼稚園を置く各国立大学法人の長

内閣府子ども・子育て本部統括官
西崎文平

(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局長
藤原誠

(印影印刷)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
吉田学

(印影印刷)

幼保連携型認定こども園において新たに分園を設置する場合の取扱いについて

幼保連携型認定こども園の運営等に関しては、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号。以下「基準省令」という。）及び幼保連携型認定こども園の学級編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて（平成26年11月28日内閣府政策統括官（共生社会政策担当）・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）等に定めているところですが、この度、下記のとおり、新たに分園を設置する場

合等の取扱いを定めましたので、各都道府県等におかれては、十分に御了知の上、所轄の各幼保連携型認定こども園の設置者に対する指導及び助言その他の事務処理に遺漏のないようお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1. 幼保連携型認定こども園の分園について

(1) 基本的な考え方

幼保連携型認定こども園の分園は、都市部等における待機児童の解消や過疎地域等における入園児の減少に対応する必要がある等の場合に、規模が小さい独立した園を設置するよりも、本体となる幼保連携型認定こども園（以下「本園」という。）の下で一体的に運営する園と位置付けた方が、効果的・効率的に教育・保育を提供することが可能となる場合に設置されるものであること。

本園との距離や本園の体制等に応じて、分園において一定程度の独立性をもって種々の活動を行うことは妨げられないが、その場合であっても、本園と密接に連携して施設運営を行うこと。一定以上の規模を有し、本園との密接な連携なしに施設運営が行われている場合等、一体的に運営することが必要な分園とは認められない場合には、別途、独立した幼保連携型認定こども園として認可を受ける等の必要があること。

(2) 定員及び距離

分園の規模については、「保育所分園の設置運営について」（平成10年4月9日付け厚生省児童家庭局長通知）により設置される分園（以下「保育所分園」という。）の定員が原則として30人未満とされていることを踏まえ、適切な範囲に収まるよう留意すること。なお、分園において受け入れる子どもの年齢構成等については、地域の実情等に応じて柔軟に取扱うことが可能であること。

本園と分園の距離については、通常の交通手段により、30分以内の距離を目安とすること。ただし、離島その他の地域であって、当該地域の実情等に鑑み、特に必要があると認められる場合はこの限りではない。なお、本園と同一の敷地にあるものは分園とは認められること。

(3) 職員

分園においても、適切な体制の下、教育・保育の提供を行うことができるよう、その受入れ人数に応じて、分園単独で基準省令第5条に基づく職員配置に関する要件を充足すること。

なお、分園は、基本的に、本園の園長の監督の下で施設運営が行われるものであることから、別途、園長を配置することは想定されず、基準省令第5条第3項備考4の規定も適用されないこと。なお、分園の規模や施設運営の実態等に応じ、本園の園長の監督の下で、当該分園における種々の活動を実質的に統括する職員を適切に配置すること。

また、下記（4）により調理室を設けないこととする場合には調理員を置かないことができる。さらに、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師については、本園と一括して委嘱して差し支えないこと。

（4）設備

分園においても、適切な環境の下、教育・保育の提供を行うことができるよう、その受入れ人数に応じて、分園単独で基準省令第6条から第8条までに基づく設備に関する要件を充足すること。

調理室については、下記（5）により、満3歳以上の子ども及び満3歳未満の子どもの双方に対する食事の提供について、分園内において調理する方法によらない場合には、本園の調理室及び搬送の能力を十分勘案して衛生上及び防火上不備が生じることのないよう留意しつつ、設けないことができること。なお、この場合においても、当該分園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならないこと。

園庭については、当該分園と同一の敷地内又は隣接する位置に設けることが原則であるが、当分の間、地域の実情に応じて特に必要があると認められる場合には、園児が安全に移動できる場所にある本園の園庭であって、園児の日常的な利用及び教育・保育の適切な提供が可能なものを必要面積に算入することができること（この場合、本園の園庭は、本園及び分園の園児数・学級数の合計に対応した面積を有する必要がある）。

（5）食事の提供

保育を必要とする子どもに対する食事の提供は、原則として、分園内において調理する方法により行わなければならないこと。

ただし、近接した本園から迅速かつ安全に搬入できる場合には、当該本園において調理し搬入する方法により食事を提供することができること。

なお、満3歳以上の子どもについては、基準省令第13条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第32条の2各号に掲げる要件を満たす場合に限り、外部搬入の方法により提供することができること。

（6）子育て支援事業

分園においても、地域の実情に応じて、基準省令第10条に基づく子育て支援事業の実施に努めること。

（7）園則等

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号。以下「認定こども園法施行規則」という。）第15条第1項第5号に規定する園則、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「特定教育・保育施設等運営基準」という。）第20条に規定する運営規程及び学校保健安全法（昭和33年法律第56号）等に基づく各種計画等においては、分園について、その実情を踏まえ、適切に位置付けを行うこと。

2. 設置手続について

(1) 認定こども園法に基づく手続

分園を設置するときは、認定こども園法施行規則第16条各号に掲げる事項のうち必要なものについて園則の記載の変更を行った上で、認定こども園法施行規則第15条第2項に基づき、都道府県知事（指定都市・中核市の区域内に所在する幼保連携型認定こども園については、当該市長）に届出をすること（分園の廃止についても同様である。）。

(2) 子ども・子育て支援法に基づく手続

分園を設置するときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第33条に基づき、必要な事項の変更について、当該特定教育・保育施設の所在地を管轄する市町村長に届出をすること（分園の廃止についても同様である。）。

また、分園の設置に伴い、利用定員を増加しようとするときは、上記に加え、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第32条第1項に基づき、確認の変更を申請しなければならないこと。

3. 既存分園の取扱いについて

学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条の2又は学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第27条の2により設置の届出がされた分園を有する幼稚園・幼稚園型認定こども園や、保育所分園を有する保育所・保育所型認定こども園が幼保連携型認定こども園に移行した場合には、以下の要件を満たすことを前提として、当分の間、これらの分園を引き続き幼保連携型認定こども園の分園として取り扱うことができる。なお、この場合においても、新たに幼保連携型認定こども園の分園を設置する場合に適用される基準（本通知1.）に適合するよう努めること。

- ① 教育・保育の適切な提供が可能であること。
- ② 子どもの移動時の安全が確保されていること。
- ③ それぞれの敷地に所在する園舎で、通常、教育・保育を提供する子どもの数や当該子どものために編制する学級数に応じて、必要な施設・設備を有していること。

4. 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の分園について

幼稚園型認定こども園の分園については学校教育法第4条の2又は学校教育法施行令第27条の2により設置される幼稚園分園の規定に従い、また、保育所型認定こども園の分園については「保育所分園の設置運営について」により設置される保育所分園の規定に従うものであるとともに、それぞれの分園においても都道府県の条例で定める認定こども園の要件に適合する必要があること。

なお、当該分園が認定こども園の分園であることを鑑み、本通知による幼保連携型認定こども園の取扱いを踏まえ、適切に対応すること。

5. 公定価格の取扱いについて

分園に係る公定価格の取扱いについては、別途、公定価格に係る留意事項通知等で示す予定であるため、そちらを参照して頂きたいこと。

本件担当：
内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）付
TEL：03-5253-2111（代表） 内線38445
FAX：03-3581-0992
文部科学省初等中等教育局幼児教育課
TEL：03-5253-4111（代表） 内線2714
FAX：03-6734-3736
厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課
TEL：03-5253-1111（代表） 内線7928
FAX：03-3595-2674

府子本第528号
雇児保発0802第1号
平成28年8月2日

各 都道府県 子ども・子育て支援新制度担当部（局）長 殿

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）
(公印省略)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長
(公印省略)

平成28年度における私立保育所の運営に要する費用について

私立保育所の保育の実施については、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第1項により、市町村の実施義務が堅持されたところであり、引き続き、市町村からの委託費として運営に要する費用が支弁されることとされている。

そのため、この委託費については、その性格上、一定の使途範囲が定められており、その適切な運用のため、平成28年度における公定価格の基本分単価等の内訳について下記のとおり示す。

なお、本通知の施行に伴い、平成27年9月3日府子本第257号、雇児保発0903第3号内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知「私立保育所の運営に要する費用について」は、平成28年3月31日限りで廃止する。

記

公定価格の基本分内訳

$$\text{基本分単価} = \text{事務費（人件費、管理費）} + \text{事業費}$$

1 事業費関係

一般生活費

- ・ 3歳未満児 児童1人月額 9,804円
- ・ 3歳以上児 ハ 6,637円

2 管理費関係

基本分単価に含まれている管理費

別紙「基本分単価に含まれている管理費」のとおり

3 人件費関係

平成28年度保育所職員の本俸基準額及び特殊業務手当基準額

職種	格付	本俸基準額	特殊業務手当基準額		人件費 (年額)
			調整数	基本額	平成28年度 当初
所長	(福)2-33	253,300円	—	—	約474万円
主任保育士	(福)2-17	234,498円	1	9,300円	約443万円
保育士	(福)1-29	199,920円	1	7,800円	約374万円
調理員等	(行二)1-37	170,600円	—	—	約309万円

(注) 1 この表は、私立保育所への委託費に係る予算積算上の給与格付けを例示したものである。

2 「格付」とは、国家公務員給与法に定める俸給表及び級号俸を指している。

3 主任保育士・保育士にあっては、当該俸給額の他、特別給与改善費を加えたものを本俸基準額としている。

4 なお、主任保育士・保育士は、本俸基準額とは別に特殊業務手当基準額(基本額×調整数)を加えている。

5 地域区分について別途加味する必要がある。

6 この表における人件費(年額)とは、賞与や地域手当等を含む人件費の年額であり、地域手当については全国平均値を用いて算定。

4. 夜間保育加算

夜間保育加算における単価表(月額:児童一人当たり)(単位:円)

定員区分	年齢区分	事業費	管理費
20人まで	3歳未満児	4,822	103
	3歳以上児	6,429	
21人~30人まで	3歳未満児	4,822	69
	3歳以上児	6,429	

31人～40人まで	3歳未満児	4,822	52
	3歳以上児	6,429	
41人～50人まで	3歳未満児	4,822	41
	3歳以上児	6,429	
51人～60人まで	3歳未満児	4,822	34
	3歳以上児	6,429	
61人～70人まで	3歳未満児	4,822	30
	3歳以上児	6,429	
71人～90人まで	3歳未満児	4,822	26
	3歳以上児	6,429	
81人～90人まで	3歳未満児	4,822	23
	3歳以上児	6,429	

(注) 夜間保育加算に含まれる人件費は当該加算額からこの表の事業費、管理費を減じて算定する必要がある。

5. 休日保育加算

休日保育加算における単価表（月額） (単位：円)

休日保育の年間延べ利用数	事業費	管理費
～210人	59,167	2,890
211人～279人	61,597	3,127
280人～349人	66,458	3,602
350人～419人	71,319	4,077
420人～489人	76,181	4,552
490人～559人	81,042	5,027
560人～629人	85,903	5,502
630人～699人	90,764	5,977
700人～769人	95,625	6,451
770人～839人	100,486	6,926
840人～909人	105,347	7,401
910人～979人	110,208	7,876
980人～1,049人	115,069	8,351
1,050人～(1,119人)	119,931	8,826

(注) 休日保育加算に含まれる人件費は当該加算額からこの表の事業費、管理費を減じて算定する必要がある。

6. 処遇改善等加算（基礎分）

加算率の区分	職員1人当たりの 平均勤続年数	内訳	
		人件費	管理費
12%加算分	10年以上	10%	2%
11%加算分	9年以上 10年未満	9%	2%
10%加算分	8年以上 9年未満	8%	2%
9%加算分	7年以上 8年未満	7%	2%

8 %加算分	6 年以上	7 年未満	6 %	2 %
7 %加算分	5 年以上	6 年未満	5 %	2 %
6 %加算分	4 年以上	5 年未満	4 %	2 %
5 %加算分	3 年以上	4 年未満	3 %	2 %
4 %加算分	2 年以上	3 年未満	2 %	2 %
3 %加算分	1 年以上	2 年未満	1 %	2 %
2 %加算分	1 年未満		0 %	2 %

7. その他加算について

①人件費関係

処遇改善等加算（賃金改善要件分）、所長設置加算、3歳児配置改善加算、主任保育士専任加算、療育支援加算、事務職員雇上費加算、チーム保育推進加算

②管理費関係

減価償却費加算、賃借料加算、冷暖房費加算、除雪費加算、降灰除去費加算、入所児童処遇特別加算、施設機能強化推進費加算、小学校接続加算、栄養管理加算、第三者評価受審加算

※ 調整部分（分園の場合、恒常に土曜日を閉所する場合、定員を恒常に超過する場合）については、調整部分以外の人件費、事業費、管理費の割合で按分して算出すること。

別 紙

基本分単価に含まれている管理費 (単位:円)

定員区分	保育必要量区分	年齢区分	管理費
20人 まで	保育標準時間	乳児	16,411
		1, 2歳児	11,107
		3歳児	7,395
		4歳以上児	6,865
	保育短時間	乳児	14,820
		1, 2歳児	9,516
		3歳児	5,804
		4歳以上児	5,274
21人 から 30人 まで	保育標準時間	乳児	14,539
		1, 2歳児	9,235
		3歳児	5,523
		4歳以上児	4,993
	保育短時間	乳児	13,478
		1, 2歳児	8,174
		3歳児	4,462
		4歳以上児	3,932
31人 から 40人 まで	保育標準時間	乳児	13,724
		1, 2歳児	8,420
		3歳児	4,708
		4歳以上児	4,178
	保育短時間	乳児	12,929
		1, 2歳児	7,625
		3歳児	3,913
		4歳以上児	3,383
41人 から 50人 まで	保育標準時間	乳児	13,636
		1, 2歳児	8,332
		3歳児	4,620
		4歳以上児	4,090
	保育短時間	乳児	13,000
		1, 2歳児	7,696
		3歳児	3,984
		4歳以上児	3,454
51人 から 60人 まで	保育標準時間	乳児	13,068
		1, 2歳児	7,764
		3歳児	4,052
		4歳以上児	3,522
	保育短時間	乳児	12,538
		1, 2歳児	7,234
		3歳児	3,522
		4歳以上児	2,992

定員区分	保育必要量区分	年齢区分	管理費
61人 から 70人 まで	保育標準時間	乳児	12,739
		1, 2歳児	7,435
		3歳児	3,723
		4歳以上児	3,193
	保育短時間	乳児	12,284
		1, 2歳児	6,980
		3歳児	3,268
		4歳以上児	2,738
71人 から 80人 まで	保育標準時間	乳児	12,496
		1, 2歳児	7,192
		3歳児	3,480
		4歳以上児	2,950
	保育短時間	乳児	12,098
		1, 2歳児	6,794
		3歳児	3,082
		4歳以上児	2,552
81人 から 90人 まで	保育標準時間	乳児	12,303
		1, 2歳児	6,999
		3歳児	3,287
		4歳以上児	2,757
	保育短時間	乳児	11,949
		1, 2歳児	6,645
		3歳児	2,933
		4歳以上児	2,403
91人 から 100人 まで	保育標準時間	乳児	11,830
		1, 2歳児	6,526
		3歳児	2,814
		4歳以上児	2,284
	保育短時間	乳児	11,512
		1, 2歳児	6,208
		3歳児	2,496
		4歳以上児	1,966
101人 から 110人 まで	保育標準時間	乳児	11,736
		1, 2歳児	6,432
		3歳児	2,720
		4歳以上児	2,190
	保育短時間	乳児	11,447
		1, 2歳児	6,143
		3歳児	2,431
		4歳以上児	1,901

定員区分	保育必要量区分	年齢区分	管理費
111人 から 120人 まで	保育標準時間	乳児	11,655
		1, 2歳児	6,351
		3歳児	2,639
		4歳以上児	2,109
	保育短時間	乳児	11,390
		1, 2歳児	6,086
		3歳児	2,374
		4歳以上児	1,844
121人 から 130人 まで	保育標準時間	乳児	11,586
		1, 2歳児	6,282
		3歳児	2,570
		4歳以上児	2,040
	保育短時間	乳児	11,341
		1, 2歳児	6,037
		3歳児	2,325
		4歳以上児	1,795
131人 から 140人 まで	保育標準時間	乳児	11,529
		1, 2歳児	6,225
		3歳児	2,513
		4歳以上児	1,983
	保育短時間	乳児	11,302
		1, 2歳児	5,998
		3歳児	2,286
		4歳以上児	1,756
141人 から 150人 まで	保育標準時間	乳児	11,483
		1, 2歳児	6,179
		3歳児	2,467
		4歳以上児	1,937
	保育短時間	乳児	11,271
		1, 2歳児	5,967
		3歳児	2,255
		4歳以上児	1,725
151人 から 160人 まで	保育標準時間	乳児	11,438
		1, 2歳児	6,134
		3歳児	2,422
		4歳以上児	1,892
	保育短時間	乳児	11,239
		1, 2歳児	5,935
		3歳児	2,223
		4歳以上児	1,693

定員区分	保育必要量区分	年齢区分	管理費
161人 から 170人 まで	保育標準時間	乳児	11,400
		1, 2歳児	6,096
		3歳児	2,384
		4歳以上児	1,854
	保育短時間	乳児	11,213
		1, 2歳児	5,909
		3歳児	2,197
		4歳以上児	1,667
171人 以上	保育標準時間	乳児	11,368
		1, 2歳児	6,064
		3歳児	2,352
		4歳以上児	1,822
	保育短時間	乳児	11,191
		1, 2歳児	5,887
		3歳児	2,175
		4歳以上児	1,645

事務連絡
平成 28 年 7 月 22 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金の補助対象の拡大について

日頃より、保育行政に格段の御配意を賜り、厚くお礼申し上げます。
暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な自然現象により被害を受けた施設の災害復旧に関しては、「社会福祉施設等災害復旧費の国庫補助について」（平成 22 年 3 月 15 日厚生労働省発社援 0315 第 9 号厚生労働事務次官通知の別紙「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により定めているところです。

平成 27 年 4 月に施行された子ども・子育て支援新制度により、新たに地域型保育事業が創設されたこと、また、平成 28 年熊本地震による被害の状況等を踏まえ、社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金の補助対象を拡大し、地域型保育事業を行う施設（※）も対象とすることとしております。

今後、上記対象施設の拡大等を改正内容とした交付要綱の発出を行う予定としておりりますので、取り急ぎご連絡するとともに、管内市町村（特別区を含む。）、施設・事業者に対する周知をお願いいたします。

※ 地域型保育事業のうち、小規模保育事業及び事業所内保育事業を行う施設を対象

(問い合わせ先)

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局

保育課 予算係

電話：03（5253）1111（内線 7927、7833）

03（3595）2542（直通）

E-mail：hoikuseibi@mhlw.go.jp